

第1章 総則

第1節 風水害対策計画方針

第1 風水害の被害想定

1 浸水想定

(1) 浸水想定河川

洪水被害には、堤防から水があふれたり、堤防が決壊したりすることによる外水氾濫と、堤内地の排水不良からおこる内水氾濫とがある。このうち、大きな被害が生じるのは大河川の外水氾濫であるが、本町の場合、四方を荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生している。

これまでの治水対策事業は、比較的発生頻度の高い降雨に対して堤防によって防御することを基本とし、過去最大の洪水に対応できるよう整備されてきた。しかし近年、地球温暖化の影響で、今までに経験したことのないような大型台風、集中豪雨や大雨などにより、洪水による大規模な水害が日本各地で発生している。

このような背景を踏まえ、平成27年の水防法改正を受けて、これまで河川整備において基本となる降雨を前提としていた洪水浸水想定区域図(計画規模)が、想定し得る最大規模(以下、「想定最大規模」という)の降雨を前提とした区域図に拡充して、河川管理者から公表された。

現在、指定・公表されている想定最大規模の浸水想定区域図のうち、本町に関係する河川は次のとおりである。

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	作成・指定年月日	指定の前提となる計画降雨
荒川	荒川水系荒川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28. 5. 30	荒川流域の 72 時間総雨量 632 mm
			R 1. 6. 20	入間川流域の 72 時間総雨量 740 mm
市野川	荒川水系市野川浸水想定区域図	埼玉県	R 2. 5. 26	2 日間総雨量 819 mm

資料) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、埼玉県県土整備部河川砂防課

注) 県管理河川である市野川は、水防法第13条第2項による指定河川

2 浸水想定結果

(1) 荒川浸水想定区域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、荒川水系に72時間総雨量632mm、入間川水系72時間総雨量740mmが降り、かつ荒川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を氾濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は、洪水ハザードマップに示すとおりである。

これによると、本町全域にわたり浸水すると想定されており、水深は深いところで5m～10m未満となり、浸水継続時間は最大2週間程度と、長期に渡るとされている。

(2) 市野川浸水想定区域

県では、市野川流域に2日間で819mmが降り、かつ市野川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を氾濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は、ハザードマップに示すとおりである。

これによると、荒川の堤防が決壊した場合と比べ、浸水想定区域は全域とはならないが、避難が必要と考えられる浸水深0.5m以上(床上浸水)の区域は、広範囲に渡るとされている。

第2 風水害対策の基本的な考え方

本町は、周囲を河川に囲まれており、また、囲堤の内部においても、かんがい排水用等の水路も多く、水害に対する予防は特に重要であり、大雨に伴う河川の氾濫、浸水及び冠水への対応を基本とした防災対策を推進する。

1 被害特性を反映させる

本町における近年の水害は、台風期の大雨に伴い、用・排水路の未整備地域で一部道路冠水等の被害が出ている。また、堤防が決壊した場合は、町の全域が浸水し、大きな被害が生じることが想定されている。このような被害特性を反映した計画を策定する。

2 総合的な治水対策

水害を防ぎ、治水水準を向上させるために、河川及び下水道の整備に加えて流域における雨水の貯留、浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等を含めた総合的な治水対策を進める。

3 事前行動計画(タイムライン)を取り入れた活動体制の整備

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震災害と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでに時間があり、かつ近年の進路予報精度の向上により、先を見越した対応で減災が可能である。

あらかじめ、町、周辺市町村及び各防災関係機関が協力し、時系列の災害対応事項を整理した事前行動計画(タイムライン)を作成しておくことで、早期の的確な防災対応とそれによる被害の最小化(減災)が期待できる。

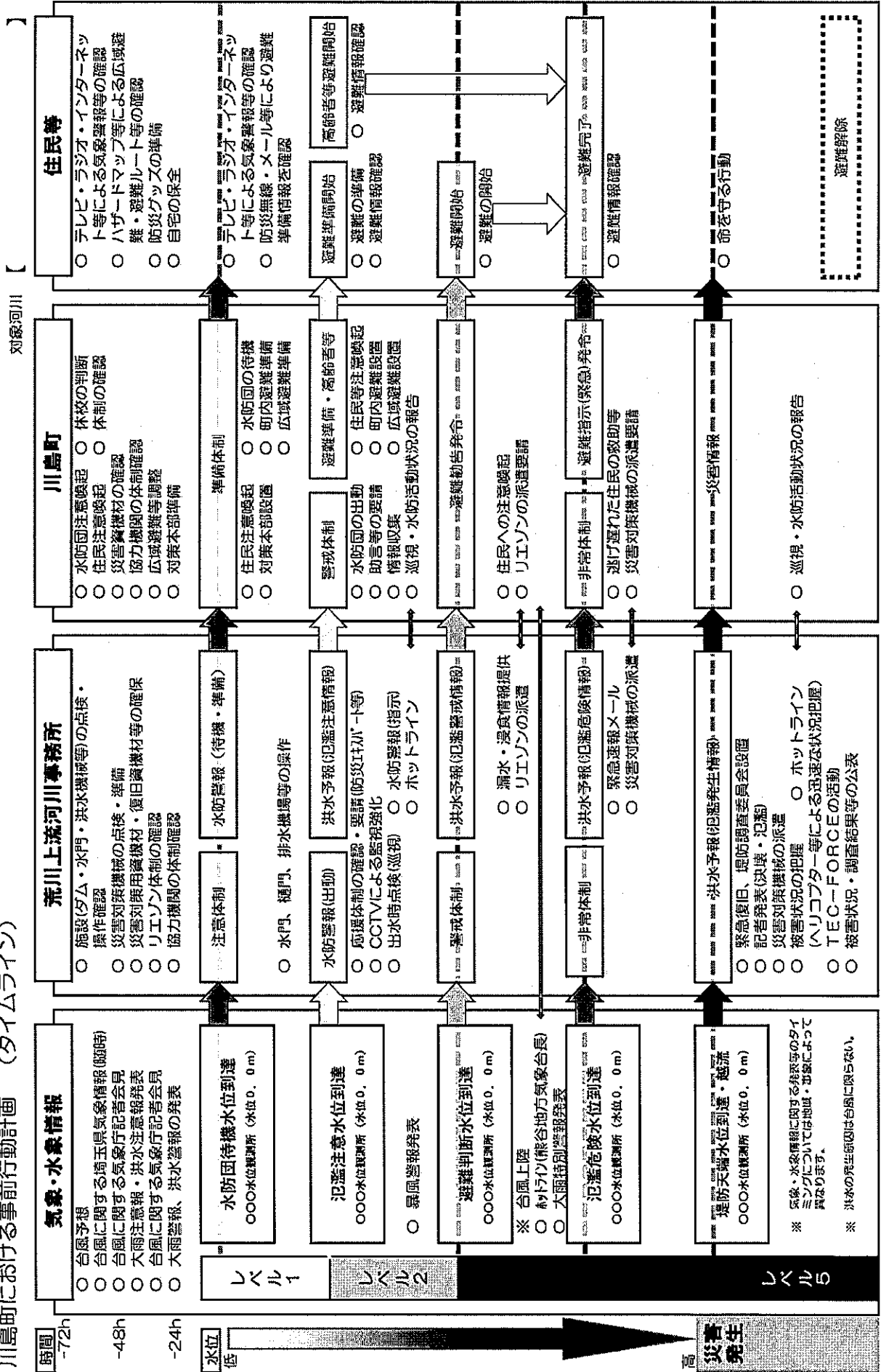
事前行動計画においては、周辺市町村や防災関係機関との連携が重要となるため、今後の国によるガイドライン作成等の動向を踏まえ、本町及び防災関係機関においても事前行動計画の作成について検討し、台風の接近や大雨による風水害に備えた活動体制の整備を図るものとする。

《参考》

○事前行動計画(タイムライン)とは

台風による大規模水災害など、予測できる災害に対して、自治体や政府、交通機関、企業、町民などが災害発生前から発生後まで、あらかじめ時間ごとに相互に連携した予防対応・応急措置を明確にし、いつ、誰が、どのように、何をするかを具体的に記述し、災害発生前から発生後まで、時間軸をベースとして計画を策定する。

川島町における事前行動計画 (タイムライン)



4 避難の考え方

大雨や台風は、地震災害とは異なり、気象情報などにより、洪水災害の危険性のある程度予測することができるため、「自らの命は自らが守る」よう、雨量や河川水位の状況などから適切な時期に避難を呼びかける必要がある。

(1) 町外への広域避難

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が公表した浸水想定区域図(想定最大規模)では、荒川、入間川の氾濫が発生した場合、町全域が浸水し、長期間の浸水が想定される。また、水が引くまで最大2週間程度かかるため、水道、電気、ガス、トイレ等が使えないなかで、町内で生活することは難しい。浸水の恐れのない町外への広域避難が必要である。

町外への広域避難には時間がかかるため、早期に自主的な避難ができるよう早め早めの情報の伝達が重要となる。大規模な水害を引き起こす台風や大雨などの正確な気象情報の把握と的確な情報伝達が必要である。

(2) 町内の緊急避難場所

本町の避難は、浸水想定区域外への自主的な広域避難を原則とするが、浸水想定区域外への避難が困難な場合や避難のための時間的余裕がない場合は、指定している避難所が浸水想定区域内であっても避難施設の浸水しない階を緊急避難場所として利用するものとする。また、地域にある鉄筋コンクリート等の構造物で高台としての機能がある施設に緊急的に避難(垂直避難)することについて、企業等へ働きかけるものとする。

氾濫シミュレーションの結果では、各河川において、本町に接している箇所及び近傍の堤防が決壊した場合による各避難所の最大浸水深と施設使用可能階は次表のとおりである。

(3) 高台避難場所の確保

町は、町内の避難場所として、高台避難場所の整備を図る。

《参考》

◆「垂直避難」について

垂直避難とは、災害時に身の危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することを言う。例えば、水害の場合、自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な構造物)の2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難することをいう。

なお、国土交通省では2013年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改定を行い、従来のハザードマップでは浸水の目安に応じて5段階としていた浸水深ランクを3.0m以上(2階浸水)、0.5m~3.0m未満(1階床上浸水)、0.5m未満(1階床下浸水)の3段階に簡素化して表示し、浸水深0.5m~3.0mの区域では「避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に退避」などとしている。

5 洪水ハザードマップ

平成27年の水防法の改正により、町は想定最大規模の降雨に対応した浸水想定図を作成し、これに応じた避難方法等を町民に適切に周知するため、洪水ハザードマップを作成する。日本各地に発生した台風や豪雨などでは、浸水区域内に多くの町民が取り残され、救助されている。このため、町では、町民の避難行動に直結する町民目線に立った洪水ハザードマップを作成する。

6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

平成29年5月の水防法の改正により、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化され、利用者の確実な避難確保を図ることとなった。

町は、避難確保計画の説明会の開催や計画作成の支援を行う。

7 避難教育の推進

○ 水害に備え、町民一人ひとりが取るべき行動をあらかじめ時系列でまとめておくマイタイムラインを作成し、避難を自分のことと捉え、町外への広域避難の大切さを理解し、自主的な避難行動に結びつくようにしていく。

また、防災教育の一つとして児童・生徒を対象に、今までに経験したことがないような水害が発生したらどうなるのか、授業で学ぶとともに、「自らの命は自らが守る」意識を幼少期から醸成していく。

各避難施設における浸水深と使用可能階

施設名	最大浸水深	2階高さ	使用可否	3階高さ	使用可否	備考
中山小学校	2.9m	4.2m	○	7.8m	○	
伊草小学校	4.5m	4.2m	×	8.0m	○	
つばさ南小学校	5.7m	4.0m	×	—	—	
旧出丸小学校	5.3m	4.2m	×	7.9m	○	
つばさ北小学校	4.5m	4.4m	×	—	—	
旧小見野小学校	4.4m	4.0m	×	—	—	
川島中学校	5.7m	4.6m	×	8.4m	○	
西中学校	4.1m	4.6m	○	8.4m	○	
町民体育館	5.5m	4.5m	×	—	—	
町民会館	5.5m	4.2m	×	—	—	
コミュニティセンター	5.5m	4.5m	×	—	—	
武道館	5.5m	6.8m	○	—	—	
役場	4.1m	6.1m	○	—	—	

※ 建物の高さは、平成27年度の測量データを使用。役場は、かさ上げ後の高さを使用。

※ 最大浸水深は、荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定（想定最大規模）の浸水深を使用。

（出典：国土交通省荒川上流河川事務所）

第2章 風水害予防計画

第1節 防災組織整備計画

風水害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、川島町水防協議会等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期する。

【資料編 1-4 「川島町水防協議会条例」参照】

第1 防災関係機関

1 川島町防災会議（第1編第2章第1節参照）

2 防災関係機関の組織の整備

川島町の地域を管轄し又は川島町の地域内にある防災関係機関は、防災計画等災害対策の円滑な実施を図るため、その組織を整備する。

3 防災関係機関相互の連携

川島町の地域を管轄し又は川島町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

4 応援協力体制の整備

(1) 他自治体との相互応援

町は、県内外の市町村と相互応援協定を締結している。

町は、災害時の応援要請の手続きの円滑化のためマニュアルの整備を行うとともに、平常時から協定を締結した市町村との間で、情報交換等を実施する。

また、今後とも協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制の強化に努める。

(2) 防災関係機関等との支援協力

災害時において、防災関係機関への支援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

【資料編 2-1～2-5 「市町村との相互応援に関する協定」参照】

(3) 国からの応援受入体制の整備

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっ旋を行う権限を有している。町及び県は、国の応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

■町が行う対策

- ▶ 外部からの応援を迅速かつ円滑な受入れ体制を確保するため、広域受援計画の策定に努める。
- ▶ 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- ▶ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を選定する。
- ▶ 応援職員等を迅速かつ的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備する。
- ▶ 防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続・内容、経費負担等の協定締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化し職員に周知する。

第2 公共的団体等との協力体制の確立

1 公共的団体等

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関する公共的団体及び防災組織に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

■公共的団体

- | | |
|-------------------|---------------|
| ▶ (一社) 比企医師会 | ▶ 川島町建設業協会 |
| ▶ 埼玉中央農業協同組合 | ▶ 病院等医療施設の管理者 |
| ▶ (社福) 川島町社会福祉協議会 | ▶ 川島町区長会 |
| ▶ 川島町商工会 | ▶ その他各関係業者組合 |
| ▶ 埼玉中部農業共済組合 | |

2 協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に以下の事項等について協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

■公共的団体の協力事項

- | |
|-----------------------------------|
| ▶ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること |
| ▶ 災害時における広報等に協力すること |
| ▶ 出火の防止及び初期消火に協力すること |
| ▶ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること |
| ▶ 被災者の救助業務に協力すること |
| ▶ 炊出し及び救助物資の調達配分に協力すること |
| ▶ 被害状況の調査に協力すること |
| ▶ ボランティア団体の受付 |

第3 自主防災組織

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民の自主的な防災活動、すなわち町民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護・避難等を行うことが必要である。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより大きな効果が期待できる。

したがって、町はこの組織的に円滑な活動を促進するために、地域あるいは事業所ごとに自主防災組織の組織化推進及び活動の充実・強化を図り、民間協力体制の充実を図る。

1 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域の特性に対応し、以下の点に留意する。

- (1) 地域既存のコミュニティである町内会、自治会等を活用し、それらの規模が地域防災活動の単位として大き過ぎる場合は、さらにブロック分けする必要があること。
- (2) 地域における昼夜間の人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成すること。
- (3) 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていくこと。

2 防災アドバイザー制度による支援

町では、地域の防災力を向上させ、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防災組織の活動等について専門家が指導及び助言を行う、川島町防災アドバイザー制度を運用している。

自主防災組織は、その活動に関して専門的な指導・助言を必要とする場合、町に対して防災アドバイザーの派遣を要請することができる。

【資料編 1-13 「川島町防災アドバイザー制度実施要綱」参照】

■防災アドバイザーによる指導事項

- | | |
|-----------------|--------------|
| ▷ 防災訓練又は避難訓練 | ▷ 防災対策の検討 |
| ▷ 防災に係る講習会又は研修会 | ▷ 防災マップの作成 他 |

3 活動の充実・強化

町は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図るとともに、防災アドバイザー及び県と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。その際、

1 組織に複数のリーダーをおくことを目指し、女性リーダーの育成にも努める。

- (1) 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）
- (2) 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）
- (3) 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

4 地区防災計画の策定

町は、県から情報提供等の支援を受け、町民や自主防災組織等に対して地区防災計画策定のための提案手続き等の周知に努め、計画の策定を通して自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進や、ボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

5 自主防災組織の活動内容

（第1編第3章第2節 参照）

第4 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。したがって、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

1 事業所

(1) 事業所の防災力強化の促進

町は、事業所が災害後速やかに事業継続できるよう事業防災力の強化を促進するとともに、自主的な防災組織の整備の促進及び事業所と地域との一体化を目的として、県とともに関係機関の協力体制の確保に努める。

また、事業所を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施など、町は、防災組織整備の支援指導を行っていく。

(2) 事業所の事業継続計画（BCP）策定

事業所は、災害時の事業所の果たす役割を認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

(3) 事業所の帰宅困難者対策の促進

一斉帰宅の抑制のため、社員を一時的に滞在できるよう事業所内に1日～3日程度の備蓄品を整備する等の計画策定の推進を図る

(4) 地域における自主防災組織等との協力

事業所は、所在地における自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

2 集客施設

町は、学校、病院及び町民会館等多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

3 高層建築物

町は、川越地区消防組合（以下、「消防組合」という。）と連携して高層建築物（消防法第8条の2、高さ31mを超える建築物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

4 危険物施設

(1) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

(2) 消防組合は、危険物施設の管理者に対し、予防規程等の制定や防災組織の活動等に、助言・指導等を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

第5 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、ボランティアによる自主的かつ柔軟な対応が必要である。

このため、町は、(社福)川島町社会福祉協議会及びボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進し、活動環境の整備を図る。

1 災害時におけるボランティア受入れ体制の整備

災害時のボランティア活動には、一定の知識や経験、特定の資格を要するものと、特別の資格を要しないものがある。今後はそれぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備が必要である。

このため、町は、ボランティア活動が円滑に行えるよう、受入れ体制や活動拠点の災害ボランティア活動センターの整備等受入れ条件の整備について、(社福)川島町社会福祉協議会と連携協力しながら推進する。

2 ボランティア活動の環境整備

町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

第6 業務継続計画(BCP)の策定

大規模災害では、行政そのものも被災し、人員や物資、ライフライン等が大きな制約を受けることが予測され、平常時と同様な執務環境が確保できないなかで、災害対応業務の増大と人的制約を受けるなかでも業務を継続する必要がある。

また、災害による行政の事務の停滞は、町民生活に与える影響が大きくなることから、町は迅速かつ的確な災害応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保する。

このため、町は災害に備え必要な資源の準備や対応方針・手段を定める業務継続計画(BCP)を

策定している。計画は、行政組織の改編や施設・資機材等の整備に伴い、必要に応じて検討・見直しを行い、改訂するとともに職員へ周知する。

第2節 防災教育・知識普及計画

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の修得を図るとともに、町民に対し自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育・知識の普及を行う。

第1 防災教育の推進

1 職員に対する教育

災害発生時に応急対策の実行主体となる職員には、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次のとおり防災教育を実施する。

(1) 職員初動マニュアルの配布（庁内LANを利用した電子データの配布）

町では、メールやLINEを活用し、災害発生時に職員を参集している。また、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した「大規模地震発生時における職員初動マニュアル」を全職員に配布しており、風水害時の任務等も同様としている。マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の際には検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

(2) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会及び講演会等を実施する。

2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動（ホームルーム活動）や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を実施する。また、防災に関する専門家や災害体験者の講演会等の実施に努める。

(2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、風水害・地震災害・その他災害等の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険についての教育を行う。また、児童・生徒が防災を自分たちの問題として認識し、適切な判断・行動ができるよう、地域の防災点検や防災マップの作成、避難体験等の体験学習を実施するよう努める。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時に、教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に、特に留意する事項について研修を実施し、その内容の周知徹底を図る。

3 社会教育

関係機関、団体等と連携して職場、一般家庭にある社会人を対象とした、講習会、防災訓練等を実施する。

4 事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対し防災教育を実施していくことが必要である。

町は、講習会、防災訓練等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第2 防災知識の普及

防災に関する知識の内容及び普及方法については、以下のとおりとする。

■防災知識の内容

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ▶ 災害の種別、特性、一般知識 | ▶ 被害報告及び避難方法 |
| ▶ 災害対策基本法及び関係法の主旨 | ▶ 過去の災害の概要 |
| ▶ 災害時における心得 | ▶ 災害復旧等の生活確保に関する知識 |
| ▶ 川島町地域防災計画の概要 | ▶ 災害用伝言ダイヤル等の利用方法 |

■防災知識の普及方法

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ▶ 広報かわじま・防災パンフレット等の配布 | ▶ ポスター・横断幕等の掲示 |
| ▶ 町ホームページへの記事掲載 | ▶ 防災訓練の実施 |
| ▶ かわべえメール(登録制)・ツイッター・LINEへの記事掲載 | ▶ 講習会、講演会等の実施 |

1 緊急速報エリアメールの普及・啓発

町は、町民が緊急速報「エリアメール」を受けたときに適切な避難行動ができるよう、災害時の情報伝達についての普及・啓発を図る。

2 防災知識の普及における要配慮者への配慮

防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と実践的能力の育成に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて町民の防災意識の高揚を図るため以下の各種訓練を実施する。

■防災訓練の種類

- | | |
|--------|----------------------|
| ▶ 水防訓練 | ▶ 情報収集伝達訓練 |
| ▶ 消防訓練 | ▶ 図上訓練、避難所開設・運営訓練 |
| ▶ 避難訓練 | ▶ 町民、自主防災組織及び事業所等の訓練 |

第1 訓練別の実施計画

1 水防訓練

町は、四方を河川に囲まれており、水害への対応は重要な災害対策として位置づけられる。このため、洪水に対応した水防機関の水防工法の習熟と防災関係機関との連携を図ることを目的とする。

時期	主要訓練種目	実施場所	参加機関
5月 ～6月	竹とげ、杭ごしらえ、五徳縫い、木流し、 表シート張り、月の輪、積土のう等	川島町囲堤 (毎年決定)	川島町、消防署、川島町水防団、自主防災組織

2 消防訓練

消防組合は、風水害、地震災害、その他災害等を想定し、それぞれの業務に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

- (1) 参集、初動対応、情報収集伝達、資機材取扱い、通信運用その他必要な基本訓練
- (2) 部隊編成、部隊運用その他必要な図上訓練
- (3) 火災現場活動、救出救護活動その他必要な現場活動訓練

3 避難訓練

町は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、訓練を実施する。

また、保育園、幼稚園、病院及び社会福祉施設等は、幼児、児童、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の要配慮者の生命、身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

4 情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練を実施する。

5 図上訓練、避難所開設・運営訓練

大規模な災害が発生した場合、広域に被害を及ぼす恐れがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、町及び防災関係機関は、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

6 町民、自主防災組織及び事業所等の訓練

災害時に自らの生命及び安全を確保するためには、日ごろから町民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要であり、町民、自主防災組織及び事業所等は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟する。

(1) 町民の訓練

町民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

(2) 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関係防災機関との連携を図るため、町、消防署及び水防（消防）団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、通報訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた防災訓練とする。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 事業所等の訓練

病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

第2 訓練の検証

訓練後は、意見交換、アンケート、協議等により訓練の評価及び検証を行う。また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、地域防災計画の見直し資料とするとともに、次回の訓練計画に反映し、より実効性の高い訓練の実施に努める。

第4節 災害情報収集・伝達体制の整備計画

大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。町及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みづくりが必要である。

近年の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムの構築を図る。また、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

第1 情報収集伝達体制の整備

1 災害情報連絡体制の整備

(1) 災害情報ネットワークの構築

町は、災害対策本部、各避難所及び防災関係機関が、情報を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有化できる情報ネットワークの構築を進める。

(2) 防災関係機関との連携強化

町及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、FAX番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、夜間・休日を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

(3) 通信連絡体制の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災無線、インターネット、電話及びFAXを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

■主な通信連絡方法

通信連絡方法		通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	インターネット回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町村・防災関係機関
	町防災無線(固定系・戸別受信機)	災害対策本部 → 町内各所
	移動無線	災害対策本部 ～ 防災拠点

(4) 通信訓練の実施

災害時には、参集した職員が通信設備の運用に不慣れなため通信不能となることも予想される。このため、町は平常時から職員に対し、通信訓練を実施するほか、運用に必要な無線資格の取得についても配慮し、災害時の適切な通信機器の運用に万全を期する。

2 被害情報の早期収集体制の整備

(1) 自主防災組織等からの情報収集

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集を混乱なく実施するため、自主防災組織の協力を得て情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話等によるが、通信の途絶、輻輳等も考えられるので、今後他の通信手段についても検討する。

(2) ヘリコプターによる状況把握

町は、本田航空㈱と、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結している。災害時には早期に高所から町内全域の被災状況を把握できるように、災害時の臨時ヘリポートの指定・整備を推進する。

また、ヘリコプターによる情報収集を容易にするため、役場庁舎をはじめ、学校等の公共施設の屋上へのヘリサイン表示を推進する。

【資料編 2-17「災害時における航空機の優先利用に関する協定」参照】

(3) 無人航空機(ドローン)による状況把握

町が保有している無人航空機(ドローン)や「無人航空機の活用に関する包括連携協定」を締結している町内測量会社3社と連携し、災害時の被害状況把握の整備を図る。

【資料編 2-39「無人航空機の活用に関する包括連携協定」参照】

(4) アマチュア無線等からの情報収集

災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、町内のアマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制を整備する。

第2 情報通信施設の整備

災害予防の徹底と迅速・適切な災害応急対策を実施するため、防災無線をはじめ、種々の通信施設の整備を図る。

1 防災無線(固定系・移動系・戸別受信機)の整備・強化

町民に対する防災情報の伝達の迅速化及び周知徹底のため、防災無線(固定系)を整備しているが、配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設や移設等、見直しを行うとともに、各戸に戸別受信機の整備を推進する。

また、各拠点を結ぶ通信手段として、災害対策本部、緊急避難場所に移動無線を配備する。

なお、既存の無線通信施設・機材等については、定期的に保守・整備を実施し、災害に対する即応体制を常時整えておく。

【資料編 3-1「無線通信施設の現況」参照】

【資料編 3-2「防災無線固定系屋外拡声子局設置場所一覧」参照】

2 衛星携帯電話の整備

町は、防災無線基地局の設備破損や停電等による通信途絶に備え、通信衛星を利用した、災害時においても有効な衛星携帯電話の整備を計画的に行う。

3 情報発信システムの整備

町では、以下のインターネット、データ放送、携帯電話等を利用した防災情報発信システムを整備・運用している。町は、町民に対して制度の周知に努めるとともに、登録が必要なシステムについては登録の呼びかけを行う。

■町による情報発信システム

名称	概要
川島町公式ツイッター	各種情報の発信
かわべえメール	防災情報等の配信(登録制)
川島町ホームページ	防災情報等の発信
J:COMデータ放送	防災情報等の発信
テレ玉データ放送	防災情報、町からのお知らせ等の発信
L I N E	防災情報等の発信

■携帯電話会社による緊急情報発信システム

名称	携帯電話会社	概要
エリアメール	NTTドコモ	避難勧告、避難指示等、緊急性のある情報を町内全域に配信
緊急速報メール	au、ソフトバンクモバイル	

4 災害時優先電話の配備の推進

災害時に迅速かつ正確な情報の収集・伝達を図るため、災害時優先電話の指定についてNTTと協議し、緊急連絡体制の整備・充実を図る。

第3 情報通信整備の安全対策

災害発生時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つため、次の安全対策を講じる。

1 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、バッテリー、断水時にも機能する自家発電設備及び可搬型電源装置等を確保しておく。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

2 設置場所の確保

災害情報システムのコンピュータ等が設置される場所には、振動を緩和する免震床を設置するとともに水害に対する浸水対策を講じる。また、各種機器には転倒防止装置を施す。

3 システムのバックアップ

通信システムを多ルート化し、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、役場庁舎が浸水、損壊等しても情報通信機能及び町が管理している住民基本台帳や税務資料などの重要情報が保持できるようなバックアップ体制を整備する。

第5節 水防予防計画

台風や豪雨等による河川・水路の増水等の水害予防対策を検討し、被害軽減を図る。

第1 河川の整備

本町の周囲には、東を荒川、西を都幾川、越辺川、南を入間川、北を市野川、新江川が流れており、町内には安藤川、横塚川が流れている。これらの各河川の改修は、計画的に進められてきているが、更に国及び県に改修の促進を働きかける。

第2 雨水整備

1 排水機場等の整備

雨水排水のための排水路、排水機場、排水ポンプ等の整備・改修を計画的に推進する。町内の排水機場は、次のとおりである。

施設名	排水量	管理者
川島排水機場	30.0 m ³ /s	国土交通省荒川上流河川事務所
鳥羽井排水機場	6.5 m ³ /s	川島町土地改良区
八幡雨水排水機場	1.5 m ³ /s	川島町

2 公共下水道の整備

公共下水道施設の維持管理の充実に努め、浸水被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進する。

3 雨水流出抑制施設の整備

(1) 貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し、ゆっくり流出させるため、校庭や駐車場等を掘り下げたり、貯留槽を設置することを検討する。

(2) 浸透施設の整備

- ① 雨水を地中に浸透させるため、浸透井や浸透ますなどの整備を推進する。
- ② 道路や駐車場などに透水性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させる事業を推進する。

第3 警戒・水防体制の強化

1 雨量及び水位の情報収集

雨量、水位及び被害状況等の災害関連情報を即座に処理、利用できる災害情報システムの整備を図る。

2 水防体制の強化

水害の軽減を図るため、町、水防団及び消防署等の水防体制の強化に努める。

3 水防活動用資機材の整備

水害時の応急活動に必要な資機材を整備し、その維持、管理に努める。

第4 ハザードマップの作成・配布

1 洪水ハザードマップ

町は、国及び県の示した浸水想定区域を基に、町民にそれぞれの浸水状況を知らせ、水害から命を守るために平常時から自主的な町外への広域避難の啓発を図る。また、水害にあっても被害を最小に止め得るような生活様式の確立、町外の広域避難場所や緊急避難場所へのルート

の選定に資するめ、洪水ハザードマップを作成し、配布する。

なお、国及び県の示した浸水想定区域が見直された場合は、洪水ハザードマップについても見直しを行う。

2 内水ハザードマップ

町は、浸水被害の軽減を図るために、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、周知する。

第5 その他水防法に基づく措置

平成27年の水防法改正に伴い、町内全域が浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととなり、町からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等が直接伝達されることとなった。

【資料編 3-9 「医療関係施設の現況」参照】 ○

【資料編 3-15 「文教施設の現況」参照】

【資料編 3-16 「児童福祉施設の現況」参照】

【資料編 3-17 「社会福祉施設の現況」参照】

(※川島町は、町内全域が浸水想定区域となる。)

○

第6節 防災まちづくり計画

災害対策の基本的な方策は、町を災害に強い都市構造につくりかえることである。

そのためには、建築物の耐震不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を推進することである。

第1 防災拠点施設の整備

災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を行うため、防災活動の拠点となる施設の整備を図る。

1 役場庁舎の整備

災害対策本部を設置する役場庁舎を防災対策の中核拠点と位置づけ、町の統括的防災活動を担う。役場庁舎は、平成27年度の建て替えにより耐震性の向上及び浸水対策を施し、災害情報の収集分析、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能、防災資機材の備蓄機能、太陽光パネル及び蓄電池による非常用自家発電設備などを有する防災拠点として整備されている。

2 緊急避難場所の整備

災害時において被災者を一時収容するための緊急避難場所には、安全の確保、外部との連絡体制の維持等の機能が要求されることから、非常用電源設備等の計画的な整備を図る。

(1) 災害用電源の整備

現在、緊急避難場所のうち小学校2校（伊草、旧出丸）には、自律運転機能付きの太陽光パネルが設置され、西中学校には、自律運転機能付きの太陽光パネル及び蓄電池が設置され、非常用の電源として使用が可能となっている。今後、全緊急避難場所について太陽光パネル及び蓄電池等の災害用電源の整備を推進する。

(2) 災害時特設公衆電話の整備

現在、町の緊急避難場所である小学校3校（中山、伊草、旧出丸）と中学校2校に災害時特設公衆電話を設置しており、緊急避難場所開設時に災害時優先電話としての利用が可能である

(3) 耐震性向上の促進

緊急避難場所である小学校3校（中山、伊草、旧出丸）と中学校2校は、校舎及び体育館とも建物の構造体（柱・壁・梁・床等）や非構造部材（天井材・内外装材・照明器具・窓ガラス・家具等）の耐震化は完了している。

第2 道路・橋りょうの整備

道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には避難救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有しているため、道路・橋りょうの整備を推進する。

1 道路の拡幅計画

道路の新設・拡幅は、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、町は都市計画道路及び幹線道路の整備促進を図りつつ、防火性の高いまちづくりを進める。

2 橋りょうの架け替え・補修

町内の橋りょうのうち、老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、災害発生時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすおそれがあることから、架け替え・補修等により整備する。

第3 オープンスペースの確保

災害時において、市街地のなかに十分なオープンスペースを確保することは、避難者の安全確保となるほか、火災の延焼防止としての機能、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ヘリコプターの臨時離発着場として利用することができる。

このため、町では災害対応力向上事業として、震災時のみでなく、水害時にも利用可能であり、平常時には野球場や公園など町民のスポーツ・レクリエーション施設として使用できる高台避難場所を、災害避難場所として整備を検討する。

第4 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送道路及び沿線の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進する。また、緊急輸送道路に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、平常時から沿道のブロック塀、看板、歩道の路面状態について点検を行い、障害物の発生を少なくするように努める。

【資料編 3-11 「町内の埼玉県指定緊急輸送道路一覧」参照】 ○

2 応急復旧資機材の整備

町は、平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また、川島町建設業協会との連絡を密にして、非常時に使用できる建設機械等の把握を行う。 ○

第7節 避難対策

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて避難計画を策定する。

第1 避難計画の策定

1 町の避難計画

町は避難計画を作成するとともに、自主防災組織等を通じて避難組織の確立に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）に基づき、避難行動要支援者の避難支援のための、避難行動要支援者名簿や避難支援プラン個別計画の作成、福祉避難所の指定等を行う。

■避難計画で定める主な内容

- 避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 緊急避難場所・町外の広域避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 緊急避難場所・町外の広域避難場所への経路及び誘導方法
- 避難所及び避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 避難所及び避難場所の管理・運営に関する事項
- 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 防災上重要な施設の避難確保計画及び避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難確保計画及び避難計画を作成し、避難の万全を期する。

施設	留意点
病院（患者の集団避難時）	収容施設の確保、移送の方法、保健衛生及び入院患者に対する実施方法等
高齢者、障がい者及び児童施設等	地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、保健、衛生及び給食等の実施方法等
工場、危険物保有施設	従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、消防及び警察との連携等

3 学校等の避難確保計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

(1) 防災体制の確立

① 避難確保計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため避難確保計画を作成する。また、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた避難確保計画を作成する。

② 防災組織

学校等において、防災組織の充実強化を図る。その際、防災関係機関との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

③ 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

(2) 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動が取れるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、園児、児童及び生徒に災害発生時の行動について周知しておく。

第2 緊急避難場所・町外の広域避難場所の指定と確保

1 緊急避難場所

町は、災害対策基本法に基づき、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、町民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を緊急避難場所として指定し、町民への周知徹底を図る。

■緊急避難場所の指定基準

- | |
|------------------------------------|
| ① 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること |
| ② 高い建物の浸水しない階(場所)を有していること。 |
| ③ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること |

【資料編 3-18 「指定緊急避難場所・指定避難所」参照】

■協定先町内の緊急避難場所

会社名及び施設名	住 所	最大収容規模
グローバル・ロジスティック・プロパティーズ(株)	川島町大字上伊草 888-1	700 名
(株)オータ川島店	川島町大字戸守 382-1	2,000 名

2 町外の広域避難場所

町内全域が浸水したり、大規模災害等で町内の避難所が使用不能となった場合、町が協定を締結している町外の広域避難場所や県及び近隣市町で指定する避難場所を使用するものとする。

■協定先町外の広域避難場所一覧

会社名及び施設名	住 所	最大収容規模
(株)平和アルミ製作所 ハイワールド	北本市深井 6 丁目	857 台
NEXUS(株) D' Station 坂戸店	坂戸市塚越 1446	930 台
(株)第一住宅 第一プラザ坂戸 1000	坂戸市塚越 1300 番地	675 台
(株)協同商事 COEDO クラフトビール醸造所	東松山市大谷 1352	500 台
吉原産業(株) ノア東松山店	比企郡滑川町大字羽尾 3001-2	700 台
(株)エスタディオ エスタディオ東松山店	東松山市石橋 1687-2	700 台
(株)プリンス パーラー EX 滑川店	比企郡滑川町大字羽尾 225-1	600 台

会社名及び施設名	住 所	最大収容規模
(公財) 埼玉県公園緑地協会 埼玉県こども動物自然公園管理事務所	東松山市岩殿 554	800 台
山村学園短期大学	比企郡鳩山町石坂 604	100 台
大東文化大学緑山キャンパス	東松山市旗立台 3-1	体育館 駐車場 30 台
埼玉県立松山女子高等学校	東松山市和泉町 2-22	20 台、 体育館

3 福祉避難所の指定

在宅の介護を必要とする寝たきりの高齢者、障がい者などの要配慮者に対する避難収容施設である福祉避難所について指定の促進を図る。

町では、民間社会福祉施設の7施設と協定を締結しており、その協定内容に基づき、事前の体制整備に努める。

【資料編3-20「福祉避難所」参照】

【資料編2-29「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」参照】

【資料編2-41「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」参照】

4 一時集合場所の把握

一時集合場所（集会所等）は、地域の自主防災組織等が、防災活動を開始するための場所で、地域の町民が災害発生時に退避するための集合場所とする。そのため、町民は自らの一時集合場所を平常時から把握するよう努める。

5 隣接市町の避難所及び避難場所の利用

町域の周辺地域に住む町民が緊急措置として隣接市町への避難が望ましい場合やその逆の場合について、それぞれの町民が円滑に避難できるよう隣接市町との間で指定避難所及び指定緊急避難場所の相互利用などについて、確認しておく。

【資料編2-6～2-8「災害時の避難場所相互利用に関する協定書」参照】

6 避難路の整備

安全な避難活動を実施するためには、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備、誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。

第8節 応急住宅対策計画

風水害による家屋の浸水、倒壊等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制整備を推進していく。

第1 応急仮設住宅の用地確保

1 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要となるため、応急仮設住宅適地の基準を次のとおり設定し、適切な用地選定を行う。

■予定地の選定基準

- | | |
|------------------|-------------------|
| ▶ 飲料水が得やすい場所 | ▶ 工事車両のアクセスしやすい場所 |
| ▶ 保健衛生上適当な場所 | ▶ 既存生活利便施設が近い場所 |
| ▶ 交通の便を考慮した場所 | ▶ 造成工事の必要性が低い場所 |
| ▶ 住居地域と隔離していない場所 | |

2 応急仮設住宅の用地選定

町は、応急仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

なお、私有地については、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

■応急仮設住宅用地の候補地

名 称	住 所	面 積 (m ²)	備 考
総合運動場	下八ツ林 930 番地	11,736	町有地
平成の森公園 多目的広場	下八ツ林 920 番地	16,840	〃
かわじま公園	かわじま 2 丁目 9 番	6,700	〃

※面積欄は、構造物部分等を除いた建設可能面積を記載した。

第2 応急措置等の指導、相談

町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制を整備する。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第9節 救急救助・医療救護整備計画

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療体制、傷病者の搬送先となる後方医療体制及び地域あるいは他市町村との医療応援体制について、十分な医療体制の整備を図る。また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第1 救急救助

1 救急救助体制の整備

町及び消防組合は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救助資機材の整備を行い、消防団員及び町民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

消防組合は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確認する。

(2) 搬送経路

消防組合は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(3) ヘリコプター搬送

消防組合は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

(4) 効率的な出動・搬送体制

災害時には、骨折、火傷等負傷の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、効率的な出動体制・搬送体制の強化に努める。

第2 医療救護

1 初期医療体制の整備

(1) 医療品等の確保

町は、医薬品及び衛生材料等の備蓄に努めるとともに、町内の販売業者等と連携し、ランニング備蓄の推進を図る。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品等の供給要請を行うため、関係機関との協力体制の整備に努める。

(2) トリアージタグ(負傷者選別標識)の周知徹底

町、消防組合及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

【資料編 3-3 「トリアージタグ」参照】

(3) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援する体制を整備する。

また、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通

じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

2 後方医療機関との連携体制の整備

町内の医療機関や応急救護所等に対応できない重傷者等については、後方医療機関に搬送し、治療等の処置を行うため、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、県、医師会、医療関係機関との連携体制を整備する。

3 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医療の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。そのため、町は、県、医師会等と協議し、これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等すべての医療救護面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網の整備を図る。

4 要配慮者に対する医療対策

(1) 在宅療養者への対策

災害時、在宅の寝たきりの高齢者、障がい者、傷病者等の心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等の問題が生じる可能性がある。在宅療養者に関する情報の整備を図るとともに巡回健康相談等を実施する体制の整備を図る。

(2) 透析患者等への対策

町は、県、医師会等と協議し、腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

第10節 物資及び資機材等の備蓄計画

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。なお、本町は大規模水害時には町内全域が浸水するおそれがあり、河川別浸水想定区域内の要避難人口は、最大でほぼ全ての町民となるが、避難者数の想定は、困難である。このため、備蓄物資の数量等については、震災対策計画をベースとして想定する。

なお、食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、乳幼児や高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した品目を補充していく。また、本町は県内有数の米の産地であることから、各家庭で米を備蓄しておくよう啓発を図る。

第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

町は、災害時の食料の備蓄は震災時の被害想定等に基づき、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておく。

2 食料の備蓄

(1) 食料の給与対象者

災害時の食料給与対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

(2) 目標数量

町は、県地域防災計画を参考に、避難者用として町と県でそれぞれ1.5日分(合計3日分)、災害救助従事者用として町で3日分以上の食料備蓄を行う。町民の備蓄は、最低3日間分を目標とし、啓発・周知に努める。

地震被害想定に対する食料備蓄について、最も切迫性の高い「茨城県南部地震」に対する備蓄目標は達成しているが、切迫性はないものの最も大きな影響を及ぼす「関東平野北西縁断層帯地震」に対しては、今後段階的に備蓄目標の達成に努めるものとする。

■町の食料備蓄目標

想定地震	備蓄目標		
	避難者	災害救助従事者	合計
茨城県南部地震	170人×1.5日×3食 =765食	105人×3日×3食 =945食	1,710食
関東平野北西縁断層帯地震	5,800人×1.5日×3食 =26,100食	300人×3日×3食 =2,700食	28,800食

■備蓄品目

種別	内容
主食品	アルファ米、乾パン、パンの缶詰、クラッカー等
乳児食	粉ミルク、離乳食、液体ミルク等
要配慮者向けの食品	おかゆ、減塩食品、アレルギー対応食品等
その他の食品	缶詰、レトルト食品、カップ麺等

■備蓄場所

➢ 役場庁舎	➢ 川島町民会館倉庫
➢ 町防災倉庫	➢ 指定避難所

(3) 要配慮者への配慮

乳幼児や高齢者、障がい者等の要配慮者の健康状態には、特別の配慮が必要であるため、町は、口への入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるようにする。

(4) 食料の輸送体制の整備

町は、農業協同組合、大手スーパー、その他町内販売業者及び製造業者と物資調達に関する協定を結び、供給体制の整備に努める。

【資料編 2-21、2-22「災害時等における主食供給等の協力に関する協定」参照】

【資料編 2-27「災害時等における救援物資に関する協定」参照】

(5) 食料の輸送体制の整備

町は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町の集積地までの輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

【資料編 2-26「災害時における物資の輸送に関する協定」参照】

(6) 県への調達要請

知事に対し、米穀等の供給について、要請できるよう体制を整備しておく。

また、県中央防災基地から備蓄品を必要に応じ調達する。

第2 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、生活必需品の備蓄は震災時の被害想定等に基づき、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 生活必需品の備蓄

(1) 生活必需品給与対象者

災害時の生活必需品給与対象者は、震災によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 目標数量

地震被害想定（関東平野北西縁断層帯地震）による最大避難者約5,800人分に相当する量为目标とする。

① 備蓄品目

町民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品の他、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮したパーティションや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

特に、乳児や高齢者等の災害時要援護者及び女性にも配慮した物資等についても備蓄していく。

■備蓄品目

- | | |
|--------------------|------------|
| ➢ 寝具（毛布等） | ➢ 衛生用品 |
| ➢ 衣料品（下着、作業着、タオル等） | ➢ 要配慮者向け用品 |
| ➢ 日用品 | |

■備蓄場所

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 役場庁舎 ➢ 町防災倉庫 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 川島町民会館倉庫 ➢ 指定避難所 |
|---|---|

(3) 生活必需品の調達体制の整備

町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者との物資調達に関する契約及び協定の締結に努める。

【資料編 2-20 「災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定」参照】

(4) 生活必需品の輸送体制の整備

町は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町の集積地までの輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

【資料編 2-26 「災害時等における物資の輸送に関する協定」参照】

(5) 県への調達要請

知事に対し、生活必需品の供給について、要請できるよう体制を整備する。

また、県中央防災基地から備蓄品を必要に応じ調達する。

第3 給水体制の整備

1 行政備蓄

(1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

(2) 目標給水量

地震被害想定（関東北部北西縁断層帯地震）による最大断水人口約18,000人分と想定し、被災後の時間経過に伴って次の数量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量	耐震貯水槽、車載式給水タンク、県送水管路付近の応急給水栓
4日から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	仮設給水栓
11日から15日	100ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	仮設給水栓
16日から21日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

(3) 応急給水資機材の備蓄

■備蓄品目

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 車載式給水タンク ➢ 浄水装置 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非常用飲料水袋 ➢ 保存水（ペットボトル水） |
|--|---|

■備蓄場所

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 役場庁舎 ➢ 水道企業庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 町防災倉庫 |
|--|---|

(4) 飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸による給水

給水拠点による給水は、車載式給水タンクによるほか、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を利用して行う。

飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸は、周辺地域及び避難所での給水に用いるほか、補完的飲料水として利用するもので計画的に整備を図る。

(5) 検水体制の整備

町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

2 個人備蓄

被災した町民への給水は、拠点を定め、町が行うが、一般家庭、事業所においても、普段から備蓄し、災害時最低限の生活用水を自分で確保できるよう平素から啓発する。

また、町民や川島町土地改良区が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものについて、防災井戸としての指定を検討し、町民の生活用水の確保を図る。

【資料編 3-4 「川島町土地改良区所有井戸一覧」 参照】

第4 防災用資機材等の備蓄

発災直後から、防災用資機材を用いた救助活動を行う必要があるため、資機材を計画的に備蓄するほか、町内業者の協力を得て確保する。

備蓄の目標数量については、各避難所の収容人員の計画値等を考慮し、備蓄に努める。

■備蓄品目

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ▶ 仮設トイレ（マンホールトイレ含む） | ▶ 投光器 |
| ▶ 移送用具（自転車、バイク、担架等） | ▶ 炊飯用具 |
| ▶ 救助用資材（バール、ジャッキ、のこぎり等） | ▶ テント |
| ▶ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材 | ▶ 水中ポンプ |
| ▶ 発電機 | ▶ エンジンポンプ |

■備蓄場所

- | | |
|---------|----------|
| ▶ 役場庁舎 | ▶ 中山防災倉庫 |
| ▶ 町防災倉庫 | ▶ 指定避難所 |

第5 石油類燃料の調達・確保

町は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から協定を締結している石油販売業者と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

【資料編 2-28 「災害時等における物資の供給に関する協定書」 参照】

第6 災害備蓄庫等の整備

町は、食料、生活必需品、飲料水及び防災用資機材を備蓄する災害備蓄庫を整備しているが、地域の活動拠点となる緊急避難場所等についても、浸水対策を考慮して災害備蓄庫及び備蓄品保管室等を計画的に整備する。

第11節 災害時の要配慮者安全確保体制整備計画

近年の災害をみると、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「要配慮者」という。）が災害発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会に対応し、要配慮者等の防災対策を積極的に推進していくとともに、情報伝達や避難誘導等を円滑に行うための避難行動要支援者避難支援プランを作成する。

第1 社会福祉施設等入所者の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な地震の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

2 避難確保計画の策定

洪水のリスクが高い区域にある社会福祉施設等の施設管理者は、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載し、利用者やその家族が日頃より確認することができるよう配慮する。

3 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立する。

4 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

5 施設間の相互支援システムの確立

町及び県は、施設管理者と協力し、施設が被害を受けて使用できない場合の対応として、入所者の他の施設へ一時的避難や職員が応援するなど地域内の施設が相互に応援できるシステムを確立する。

6 被災した要配慮者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時に通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

町は、町内外の社会福祉施設7施設と要配慮者の受け入れに関する協定を締結しているが、今後も福祉避難所の設置に向けた協定締結先の拡大や内容の見直しを図る。

【資料編 3-20「福祉避難所」参照】

【資料編 2-29「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」参照】

【資料編 2-41「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」参照】

7 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等の備蓄をしておく。

■備蓄品目

▶ 非常用食料（老人食等の特別食を含む）：3日分	▶ 照明器具
▶ 飲料水：3日分	▶ 熱源
▶ 常備薬：3日分	▶ 移送用具（担架・ストレッチャー等）
▶ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）：3日分	▶ エンジンポンプ

8 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に対する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等と合同防災訓練を実施する。

9 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から近隣の自治会やボランティア団体と連携を図っておく。

第2 在宅の要配慮者の対策

1 在宅の避難行動要支援者の把握

災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、地域の自治会等と情報を共有することで、安否確認や避難誘導等、共助による支援体制づくりを行うことが必要である。そのため、町は、防災カードにより避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を登録する制度を運用し、避難行動要支援者の把握を行っている。

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の対象範囲は、生活の基盤が自宅にある者とし、次のとおりとする。

■避難行動要支援者の範囲

- ▶ 身体障害者手帳1～3級を所持する者
- ▶ 療育手帳④・Aを所持する者
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ▶ 介護保険における要介護認定3～5を受けている者
- ▶ 町の生活支援を受けている難病患者
- ▶ その他町長が特に災害時の支援が必要と認めた者

(2) 名簿作成に必要な情報の収集

名簿作成にあたっては、次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために収集する。

■名簿作成に必要な情報の収集

- ▶ 住民登録基本台帳
- ▶ 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿
- ▶ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿

(3) 名簿の記載事項

名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

■名簿の記載事項

- 氏名、年齢(生年月日)、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事由

(4) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係各課で把握している情報によるほか、町で把握していない情報は、必要に応じて県やその他の関係機関に対して情報提供を求める。

(5) 避難行動要支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報取扱について判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

(6) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理が行われるよう徹底する。

また、災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう更新を行う。

(7) 名簿情報の利用及び提供

避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉碎して処分する。

2 避難支援プラン(個別計画)の作成

町は、避難行動要支援者への効果的な救援・救護を行うため、避難行動要支援者ごとに個別の避難支援プランの作成を進める。

(1) 具体的な支援方法に関する調整

町や区長、自主防災組織、民生委員・児童委員を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打ち合わせをし、町や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報を加え、次の情報等を記録する。

- ① 発災時に避難支援を行う者
- ② 避難支援を行うに当たっての留意点
- ③ 避難支援の方法や避難場所

(2) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

町は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なうことがないように配慮する。

3 緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報通報システムの整備に努める。

4 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難道路の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤の整備を促進する。

5 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うための設備、要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所運営マニュアルを策定する。

6 防災教育及び訓練の実施

町は、防災に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布などを行う。また、防災訓練への参加を呼びかけ、実施訓練を体験させるとともに、町民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

7 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設との連携を図っておく。

(3) 災害時の支援体制

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認など、災害時におけるきめ細やかな支援体制を確立しておく。

8 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの各種相談に的確に対応できるよう、平常時から支援体制の整備に努める。

第3 外国人への対策

1 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等の災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

2 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレット等により、防災知識の普及・啓発に努める。

3 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

4 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第12節 文教対策計画

災害時における、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期する。また、貴重な文化財を災害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て、災害の予防と保護を図る。

第1 学校の災害対策

1 町の対策

- (1) 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するため応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- (2) 教材用品の調達及び配給の方法については、町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておく。

第2 学校長の対策

- (1) 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法など明確な計画を立てる。
- (2) 校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
 - ① 町の防災計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - ② 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - ③ 町教育委員会、警察署、消防署（水防団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - ④ 勤務時間外における所属教職員への連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知する。
 - ⑤ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

第3 文化財の災害予防対策

町は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を把握するとともに、以下の予防対策について必要な指導、助言等を行う。

区分	内容
防火体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防火管理体制の整備 ➢ 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応 ➢ 自衛消防と訓練の実施 ➢ 火災発生時における措置の徹底
防火施設等の整備強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化 ➢ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化 ➢ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化
災害発生時の緊急的保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化財所有者・管理者との連絡網の整備 ➢ 関係機関との連絡網の整備 ➢ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動 ➢ 管理・保護のための指導助言・訓練 ➢ 関係者（所有者、管理者）の研修

【資料編 3-5 「文化財の現況」参照】

第13節 遺体の埋・火葬対策計画

災害によって亡くなった方の遺体については、速やかに搬送し、埋・火葬に必要な処置を行う。そのために必要な遺体の埋・火葬体制の整備を図る。

第1 事前対策

町は、災害時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えてあらかじめ関係業者あるいは他市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

【資料編 2-30、2-31「災害時における遺体の収容等に関する協定書」参照】

第14節 防疫対策計画

災害によって発生する感染症のまん延を防ぐため、被災地における防疫活動を実施する。そのために必要な防疫体制の整備を図る。○

第1 防疫活動組織の整備

町は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫活動ができるよう動員計画及び必要な資機材の確保計画を策定する。また、県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制の整備を図る。

第2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用資機材の確保計画に基づき、必要な資機材を備蓄及び調達する。

第15節 調査研究

防災研究となる過去の災害記録、公共施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、必要に応じて活用できるよう努める。○

第1 調査研究事項

調査研究事項は、次のとおりである。

- (1) 災害想定
- (2) 本町風水害の特質と最近の傾向
- (3) 危険地区の実態把握と被害想定
- (4) 災害情報の収集伝達に関する総合的システム
(避難情報の発令・伝達方法等)

第2 研究成果の活用

町は、風水害に関する調査研究等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 配備・動員計画

町内で災害が発生し又は災害が発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ協力で推進するため、法令及び川島町地域防災計画並びに関係機関の防災に関する計画に定めるところにより、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力する。

第1 配備・動員体制

1 体制の種別及び配備区分

風水害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分

(1) 災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって警戒にあたる体制

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活動内容
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、大雨、洪水等の気象警報が発表され、災害が発生すると予想される場合 ・水防警報が発表された場合 ・その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制

(2) 災害対策本部を設置して、災害対策活動を推進する体制

配備区分	風水害等発生時の配備基準	活動内容
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報（氾濫警戒情報）が発表された場合 ・小規模の災害が発生した場合 ・その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な応急措置をする体制 ・情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報（氾濫危険情報）が発表された場合 ・大規模な災害や広範囲の被害が発生したとき、また予想される場合 (多数の市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合) ・その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制

2 配備体制の決定

総務課長が町長の指示を受けて行う。

なお、町長が不在または事故ある時は、次の順位による。

- 第1位 副町長
- 第2位 教育長
- 第3位 総務課長

3 職員の動員体制

災害時における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内

勤務時間内における職員の動員は、総括班が配備体制を庁内放送等で周知し、あらかじめ定められた動員基準により各部長、副部長が行う。

(2) 勤務時間外

勤務時間外における職員の動員は、配備体制の決定と同時に動員基準に基づき、各課連絡網等により総括班が行う。

激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、テレビやラジオ等による情報や周囲の状況から被害状況の把握に努め、職員自らの判断により、所属の課所に参集する。

(3) 出動職員の把握

班長は、班内の職員の出動状況を取りまとめ、職員班に報告する。

(4) 職員の配備

職員の配備にあたっては、災害の長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めておく。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受け、災害救助法に基づく救助事務を補助する。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づきあらかじめ救助体制を定めておく。

4 職員の非常心得

(1) 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。

(2) 非常の際、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。

(3) 各部の部長、副部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。

(4) 災害のため、緊急に参集する際の服装は、活動に適したものとし、食料その他活動に必要な物を携行すること。

(5) 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害情報の把握に努め、参集途上状況報告書により所属の班長に報告すること。

(6) 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

5 行政機能の確保状況の把握及び県への報告

町は、大規模災害の被災による自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、次の事項について把握し、県へ報告する。

- (1) トップマネジメントの機能(町長の安否状況、災害対策本部会議の開催状況等)
- (2) 人的体制(マンパワー)の状況(職員の参集状況、応援派遣要請の有無等)
- (3) 物的環境(庁舎施設等)の状況(庁舎の損壊の有無、情報通信施設の状況等)

第2 災害対策本部の設置及び閉鎖

町長は、町内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、本計画及び川島町災害対策本部条例に基づき、川島町災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 小規模の災害が発生した場合
- (2) 大規模な災害や広範囲にわたる被害が発生したとき又は予想される場合
- (3) 堤防の破堤のおそれがある場合
- (4) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生又は発生が予想される場合
- (5) その他町長が必要と認めた場合

2 設置場所

本部は、本庁舎内に置き、正面玄関に「川島町災害対策本部」の表示をする。

なお、町内全域が浸水し、町外へ広域避難を行い本庁舎が使用できない場合は、町外の埼玉県
の施設に移設する。また、本部運営のための資機材等の確保を県に要請する。

3 実施責任者

災害対策本部長は町長とし、町長が不在又は事故ある時は、次の順位による。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

4 閉鎖基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧対策がお
おむね完了したときは、本部を閉鎖する。

5 本部設置及び閉鎖の通知

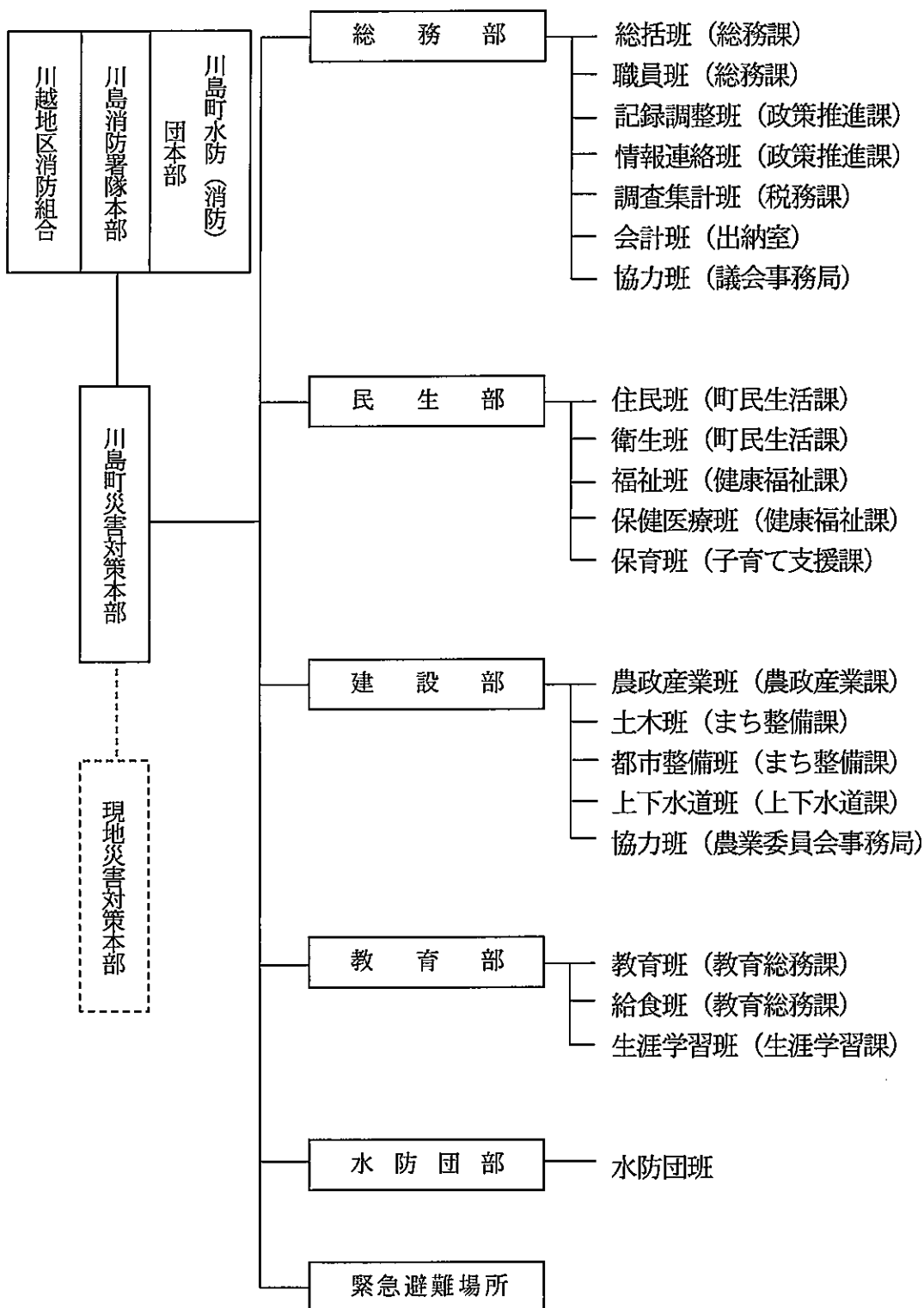
災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、電話等により次の機関等に通知する。

- (1) 埼玉県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) その他必要と定める機関の長

第3 災害対策本部の機構・組織

1 災害対策本部の機構

災害対策本部の機構は、次のとおりとする。



2 災害対策本部の組織

(1) 本部会議

本部長は、町の災害対策の総合的な基本方針を決定するため、必要に応じて本部会議を開催する。

■災害対策本部の構成等

職 名	担 当 者 名	分 掌 事 務
災害対策本部長	町長	本部の事務を総括し、職員の指揮監督をする。
災害対策副本部長	副町長 教育長	本部長を助け、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
災害対策本部員	政策推進課長 総務課長 税務課長 町民生活課長 ゼロ・ウェイスト推進室長 健康福祉課長 子育て支援課長 農産業課長 まち整備課長 まちづくり推進室長 上下水道課長 会計管理者 教育総務課長 生涯学習課長 議会事務局長 川島消防署長 水防団長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、各部の指揮をとり、また、必要に応じ現地におもむき指揮監督を行う。
本部付	総務課防災対策室主幹 総務課防災対策室主査	各部との連絡並びに各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

■所掌事務

- 本部の非常配備体制に関すること。
- 避難の勧告又は指示に関すること。
- 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること。
- 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 埼玉県災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- その他重要な災害対策に関すること。
- 被害状況の調査に協力すること。
- ボランティア団体の受付

■災害対策本部に用意すべき備品等

- ・職員名簿 ・有線電話及びファックス ・防災無線、消防無線 ・衛星携帯電話
- ・パソコン、LANケーブル ・掲示板（ホワイトボード） ・防災関係機関一覧表
- ・テレビ、ラジオ ・筆記用具等事務用品 ・懐中電灯 ・住宅地図、白図

(2) 災害対策本部の各部・班の組織及び分掌事務

災害対策本部の各部・班の組織及び分掌事務は、次表に示すとおりである。ただし、本部長及び各部長は、部・班を弾力的に運用できる。

- ① 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本部の任務分担にかかわらず部・班を重点的に配置換えすることができる。
- ② 本部長は、災害の規模及び被害を予測し、随時各部を出動させることができる。
- ③ 各部長は、災害規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表任務分担にかかわらず、部内班を配置換えすることができる。
- ④ 本部長は、必要があると認めるときは、本表の部、班の他に部・班を設置することができる。
- ⑤ 本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

■各部・班の組織

部	職務名	担当者	班	班長担当者
総務部	部長	総務課長	総括班	総務課主幹
	副部長	政策推進課長	職員班	総務課主幹
	副部長	税務課長	記録調整班	政策推進課主幹
	副部長	会計管理者	情報連絡班	政策推進課主幹
	副部長	議会事務局長	調査集計班	税務課主幹
			会計班	出納室主幹
			協力班	議会事務局長
民生部	部長	町民生活課長	住民班	町民生活課主幹
	副部長	ゼロ・ウェイスト推進室長	衛生班	町民生活課主幹
	副部長	健康福祉課長	福祉班	健康福祉課主幹
	副部長	子育て支援課長	保健医療班	健康福祉課主幹
			保育班	子育て支援課主幹
建設部	部長	まち整備課長	農政産業班	農政産業課主幹
	副部長	まちづくり推進室長	土木班	まち整備課主幹
	副部長	農政産業課長	都市整備班	まち整備課主幹
	副部長	上下水道課長	上下水道班	上下水道課主幹
			協力班	農業委員会事務局次長
教育部	部長	教育総務課長	教育班	教育総務課主幹
	副部長	生涯学習課長	給食班	学校給食センター所長
			生涯学習班	生涯学習課主幹
水防団部	部長	水防団長	水防団班長	各分団長

※ 班長担当者について、主幹を欠く場合は主査とする。

■各部・班の分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の開設、閉鎖に関すること 2. 本部会議に関すること 3. 本部の庶務に関すること 4. 配備体制に関すること 5. 災害状況及び応急対策の総括に関すること 6. 気象情報及地震情報等の収集伝達に関すること 7. 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること 8. 県、市町村及び防災関係機関への協力及び応援要請に関すること 9. 自衛隊の災害派遣に関すること 10. 防災無線に関すること 11. 避難勧告、指示等に関すること 12. 県災害対策本部への報告に関すること 13. 災害救助法の適用に関すること 14. 警戒区域の設定に関すること 15. 水防に関すること 16. 全般的指揮、命令に関すること 17. その他、他の部に属さないこと <p>※ 総括班は、情報連絡班を兼務する</p>
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の招集に関すること 2. 派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること 3. 職員の安否確認及び被災状況の把握に関すること 4. 職員の公務災害に関すること 5. 職員の健康管理に関すること 6. 職員の給与等に関すること 7. その他職員に関すること
	記録調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長・副本部長の秘書、渉外に関すること 2. 陳情、見舞等の応接に関すること 3. 災害情報等の町民に対する広報に関すること 4. 報道機関に対する発表に関すること 5. 報道機関との連絡及び相互協力に関すること 6. 被災者に対する広聴活動に関すること 7. 帰宅困難者への啓発・情報提供に関すること 8. 災害の記録に関すること 9. その他記録、調整に関すること
	情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部指令の各部・各班への伝達に関すること 2. 現地本部との連絡に関すること 3. 各部・各班との連絡調整に関すること 4. 災害情報の収集及び整理に関すること 5. 庁舎及び町有財産の被害状況の調査、記録、報告に関すること 6. 庁舎及び町有財産の応急対策及び復旧に関すること 7. ライフライン被害情報の収集及び応急対策に関すること 8. 車両の配車、管理に関すること 9. 災害予算の編成及び資金の調達に関すること 10. 電子計算機の被害調査及び復旧に関すること 11. 庁内LAN及びLGWANの被害調査及び復旧に関すること 12. その他情報連絡に関すること
	調査集計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋等の被害調査、とりまとめに関すること 2. 罹災証明の発行事務に関すること 3. 税の徴収猶予、減免等に関すること 4. その他税務に関すること
	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害経費の出納に関すること 2. その他会計に関すること
	協力班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議会に関すること 2. 総務部内の応援に関すること

部名	班名	分掌事務
民生部	住民班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害の調査、記録に関すること 2. 安否情報の収集、提供に関すること 3. 行方不明者の捜索に関すること 4. 遺体の処理、埋火葬の手続きに関すること 5. 各種証明書（罹災証明書除く）の発行に関すること 6. 各種相談に関すること 7. 福祉班の応援に関すること 8. その他町民に関すること
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防疫活動（消毒、清掃、そ族昆虫駆除等）に関すること 2. 動物愛護に関すること 3. 仮設トイレの設置に関すること 4. 被災地域のし尿に関すること 5. 被災地域のごみ収集、運搬及び処分に関すること 6. 収集手数料の減免に関すること 7. 環境センターの被害状況の調査、記録、報告に関すること 8. 環境センターの応急対策及び復旧に関すること 9. 災害廃棄物の処理に関すること 10. 災害廃棄物一時収集場所の確保に関すること 11. その他衛生に関すること
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の運営に関すること 2. 避難住民収容状況の確認、報告に関すること 3. 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関すること 4. 社会福祉施設等の被害状況の調査及び報告に関すること 5. 社会福祉施設等の応急対策に関すること 6. 日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関すること 7. 福祉避難所の開設及び運営に関すること 8. 災害ボランティアに関すること 9. 救援物資及び義援金の受領、管理、配分に関すること 10. 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の支給に関すること 11. 被災者生活再建支援金の受付に関すること 12. 応急仮設住宅への入居に関すること 13. その他福祉に関すること
	保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護所の設置に関すること 2. 病院、診療所等の被害状況の調査及び報告に関すること 3. 医師会、医療機関との連絡調整及び応援要請に関すること 4. 保健所との連絡調整に関すること 5. 医薬品等の調達に関すること 6. 防疫及び保健衛生に関すること 7. 保健センターの応急対策に関すること 8. その他保健医療に関すること
	保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園児の安全確保に関すること 2. 保育園施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 3. 応急保育に関すること 4. 福祉班の応援に関すること 5. その他保育に関すること
建設部	農政産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林関係被害の調査、記録、報告に関すること 2. 農業関係団体との連絡調整に関すること 3. 農業災害融資に関すること 4. 商工業関係被害の調査、記録、報告に関すること 5. 商工業関係団体との連絡調整に関すること 6. 商工業災害融資に関すること 7. 食料及び生活必需品の調達、輸送に関すること 8. 土地改良区との連絡調整に関すること 9. その他農政産業に関すること

部名	班名	分掌事務
建設部	土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋りょう、河川等の被害状況の調査、記録、報告に関すること 2. 道路、橋りょう、河川等の応急対策及び復旧に関すること 3. 道路、橋りょう等の交通規制に関すること 3. 災害復旧労力の確保に関すること 4. 災害復旧用資材の確保に関すること 5. 障害物等の除去に関すること 6. 土木建設業者との連絡調整及び協力要請に関すること 7. その他土木に関すること
	都市整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公園施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 2. 公園施設の提供及び保全に関すること 3. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること 4. 応急仮設住宅用地の確保に関すること 5. 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること 6. 被災者の住宅相談に関すること 7. 被災住宅の応急修理に関すること 8. その他都市整備に関すること
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者への応急給水に関すること 2. 災害時の水源確保に関すること 3. 応急給水の広報に関すること 4. 上下水道施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 5. 上下水道施設の復旧に関すること 6. 下水道の排水保持に関すること 7. 八幡雨水排水機場に関すること 8. その他上下水道に関すること
	協力班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設部内の応援に関すること
教育部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒の安全確保に関すること 2. 児童・生徒及び教職員の被災状況の把握及び報告に関すること 3. 学校教育関係の情報収集及び報告に関すること 4. 学校教育施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 5. 学校教育施設の応急対策及び復旧に関すること 6. 避難所としての学校施設の開放に関すること 7. 応急教育に関すること 8. 教材、学用品の確保及び支給に関すること 9. 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること 10. その他学校教育に関すること
	給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害現場及び被災者への炊出しに関すること 2. 学校給食センターの被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3. 農政産業班（食料及び物資調達）との連絡調整に関すること 4. 教育部内の応援に関すること
	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財の被害調査及び保護に関すること 2. 社会教育施設の被害状況の調査、記録、報告に関すること 3. 社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること 4. 避難所としての社会教育施設の開放に関すること 5. 外国人に対する情報提供及び相談に関すること 6. 関係諸団体との連絡調整に関すること 7. その他生涯学習に関すること

(3) 川越地区消防組合の所掌する事務分担

① 警防本部

本部長	副本部長	本部班長	構成課	分 掌 事 務
局長	次長	警防本部 統括班長 (警防課長)	警防課	1. 警防本部各班を統括する
		警防班長 (副課長)	警防課	1. 警防本部の設置に関する事 2. 警防本部の総合調整に関する事 3. 警防対策に関する事 4. 消防活動用資機材の確保に関する事 5. 応援協定等に基づく消防部隊の応援要請に関する事 6. 応援消防部隊の運用等に関する事 7. 避難勧告の決定に関する事 8. 警防行動の記録に関する事
		救急班長 (救急課長)	救急課	1. 救急対策に関する事 2. 医療機関との連絡調整に関する事 3. 救急活動用資機材の確保に関する事 4. 応急救護所の運用に関する事 5. 負傷者等の収容状況の把握に関する事
		総務班長 (総務課長)	総務課 新消防庁 舎建設準 備室	1. 理事者、議会、国、県等との連絡調整に関する事 2. 災害対策本部との連絡調整に関する事 3. 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事 4. 庁舎等施設の保全に関する事 5. 職員の動員及び参集状況の把握に関する事 6. 消防団の事務に関する事
		予防班長 (予防課長)	予防課	1. 災害情報の収集及び集計に関する事 2. 災害現場、報道機関等に対する広報に関する事 3. 避難誘導に関する事 4. 災害の予防措置に関する事 5. 災害状況の調査及び分析に関する事 6. 危険物施設等の災害予防措置に関する事 7. 火災の原因調査に関する事
		指揮統制班 長 (指揮統制課 長)	指揮統制 課	1. 警防本部からの命令の伝達に関する事 2. 消防部隊の指揮統括に関する事 3. 災害情報の収集、記録及び連絡に関する事 4. 関係機関への連絡に関する事 5. 通信機能の掌握及び通信体制の確立に関する事 6. 消防通信の統制及び運用に関する事 7. 気象情報の収集及び伝達に関する事 8. 災害現場等との通信及び記録に関する事 9. 災害の実態調査に関する事

② 署隊本部

本部長	副本部長	署隊班長	構成課	分 掌 事 務
署隊長 (署長)	副署隊長 (副署長)	署統括班長 (消防課長)	消防課	1. 署隊本部の総合調整に関する事 2. 署隊本部からの命令の伝達に関する事 3. 災害情報の収集、整理及び連絡に関する事 4. 消防活動状況の把握に関する事 5. 職員の動員及び参集状況の把握に関する事 6. 活動用資機材の確保に関する事 7. 燃料、食料その他の必要物資の確保及び配分に関する事 8. 庁舎等施設の保全に関する事
		消防班長 (大隊長)	警備課 及び分署	1. 消防部隊の運用及び指揮統制に関する事 2. 消防活動の実施に関する事 3. 災害の情報収集及び状況調査に関する事 4. 庁舎等施設の保全に関する事 5. 応急救護所の開設及び運用に関する事

③ 水防団本部

部	副本部長	本部班長	分 掌 事 務
水防団本部長 (水防団長)	副団長	各水防 分団長	1. 火災防御活動、水防活動、救急活動及び救助活動に関する事 2. 災害の情報収集、状況調査に関する事

3 体制の種別及び配備区分に基づく動員基準

(1) 災害応急対策を実施するため、次表により動員を行う。

組織の部局	課名	準備体制	警戒体制	非常体制
総務部	政策推進課	2	5	全員
	総務課	4	6	〃
	税務課	1	4	〃
	出納室		1	〃
	議会事務局		1	〃
民生部	町民生活課	1	4	〃
	健康福祉課	1	10	〃
	子育て支援課	1	10	〃
建設部	農政産業課	1	2	〃
	まち整備課	5	9	〃
	上下水道課			〃
	農業委員会事務局	1	1	〃
教育部	教育総務課		5	〃
	生涯学習課	1	6	〃
排水機場操作班（八幡・鳥羽井）				3
水防団部	水防団	33	33	全員
合計		18	64	全員

※上記を基準に各部長及び副部長（課長職）は、必要に応じ職員を動員し対応する。

※川越地区消防組合の配備区分及び動員基準については、別に定めた非常配備体制実施要領に基づく。

第2節 応急活動計画

災害時における応急活動は次のとおりとする。

第1 職員の警戒・応急対策活動

台風等の接近により風水害が予想される場合、町は警戒活動を実施し災害情報の収集を図る。また、被害が発生した場合、迅速な応急対策活動により被害の軽減及び拡大防止に努める。

1 気象情報等の収集

台風等の接近等により風水害の発生が予想される場合、雨量等の気象情報及び河川水位等の必要な情報を収集する。

2 現地活動

(1) 風水害の発生するおそれがある場合、重要水防箇所へ出動し、河川の水位や被害情報等の収集にあたる。

(2) 住家への浸水等の被害が発生したとき又は発生するおそれがある場合、水防（消防）団、地域住民の協力のもと、排水ポンプ及び積土のう等により被害の拡大防止を図る。

(3) 避難の勧告等が発せられた場合、警察及び消防の協力を得て、避難者を町外の広域避難場所へ誘導する。

3 被害情報の収集

警察、消防及びその他防災関係機関と緊密な連携を図り、河川被害、道路被害、住家被害及び人的被害など応急対策活動に必要な情報、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

4 緊急避難場所及び町外の広域避難場所の開設

避難所担当職員、又は委託契約をした避難所開設員は、総括班の指示により、緊急避難場所及び町外の広域避難場所の開設準備を実施するとともに、救護、避難所近隣の被害状況の把握及び災害対策本部への報告並びに町民への情報伝達を実施する。

5 応援の要請

町長は、被害情報等から必要と認めた場合は、速やかに埼玉県に応援を要請するとともに、相互応援協定を締結している市町村に応援を要請する。

6 自衛隊災害派遣の要請

町長は、被害情報等から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合、速やかに知事へ自衛隊の派遣を要請する。また、知事に要請することができない場合は、その旨と災害の状況を自衛隊に通知する。

第2 災害応急対策責任者の事前措置及び応急措置

1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、次の措置をとる。

(1) 出動命令

① 消防署、水防（消防）団等に対して、出動準備をさせ、若しくは出動を命ずること。

② 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（災対法第58条）

(2) 事前措置等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。(災対法第59条)

(3) 避難の指示

避難については、後段の避難計画による。

(4) その他応急措置等

- ① 町長の応急措置に関する責任(災対法第62条第1項)
- ② 警戒区域の設定等(災対法第63条第1項)
- ③ 工作物等の使用、収用等(災対法第64条第1項)
- ④ 工作物の除去、保管等(災対法第64条第2項、施行令第25条～第27条)
- ⑤ 従事命令(災対法第65条第1項、第63条第2項、消防法第29条第5項)
- ⑥ 災対法第63条第2項に定める、町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡する。
- ⑦ 町長は、③により町長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常すべき損失を補償する。(災対法第82条第1項)
- ⑧ 町は、町長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため、町の区域内の町民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、その者、又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。(災対法第84条第1項、施行令第36条第1項)

2 警察署等の応急措置

- (1) 警戒区域の設定(災対法第63条第2項、警職法第4条第1項)
- (2) 応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等(災対法第64条第7項、第65条第2項、警職法第4条第1項)
- (3) 従事命令(災対法第65条第2項、警職法第4条第1項)

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

- (1) 指定行政機関及び指定地方行政機関の長は災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。(災対法第77条第1項)
- (2) 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。(災対法第77条第2項)

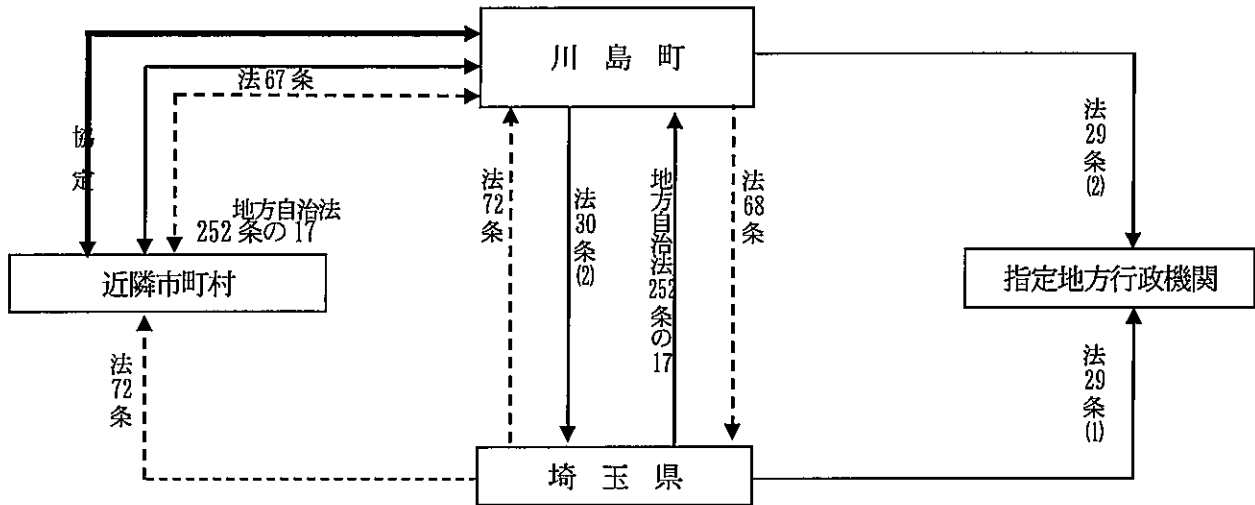
4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び町長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずること。(災対法第80条第1項)
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の

長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。(災対法第80条第2項)

第3節 相互応援協力計画

町長は、災害の規模及び初期活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。



- | | |
|------------------------|------------------------------|
| —→ 全般的な相互応援協定 | 法 29 条 (1) 県から指定地方行政機関への派遣要請 |
| —→ 職員の派遣要請 | 法 29 条 (2) 町から指定地方行政機関への派遣要請 |
| - - -→ 応急措置の応援要求、指示 | 法 30 条 (2) 県への職員派遣のあっ旋要求 |
| | 法 67 条 他市町村への応急措置の応援要求 |
| 法 : 災害対策基本法 | 法 68 条 県への応急措置の応援要求 |
| 協定 : 災害時における相互応援に関する協定 | 法 72 条 県からの応援措置の実施(応援)指示 |
| | 252 条の 17 職員の派遣 |

第1 県・防災関係機関への応援要請

町長は、知事又は指定地方行政機関に応援又は応援のあっ旋を求める必要があると判断した場合は、県に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって速やかに要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1 要請先

区分	部署	連絡先
勤務時間内	危機管理防災部	電話 048-830-8181
	災害対策課 災害対策担当	FAX 048-830-8159
勤務時間外	危機管理防災部	電話 048-830-8111
	当直	FAX 048-830-8119

2 要請事項

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要請を求める場合	第2編第3章第5節 自衛隊災害派遣要請計画	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっ旋を求める場合	1 派遣又は派遣のあっ旋を求める理由 2 派遣又は派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第29条 第30条 地方自治法 第252条 の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあっ旋を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 希望する放送日時及び通信系統 その他必要事項	災害対策基本法 第57条
消防庁長官への消防の応援の要請	第3編第3章第24節 消防活動 緊急消防援助隊の要請	消防組織法 第44条

【資料編 4-1 「市町村放送要請依頼用紙」参照】

第2 他市町村との相互協力

町長は、他市町村等に応援を要請する必要があると判断した場合は、あらかじめ締結している協定等に基づき、速やかに応援を要請する。

1 大規模災害時における相互応援に関する協定

協定市町村	熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村
-------	---

【資料編 2-1 「大規模災害時における相互応援に関する協定」 参照】

2 災害時における相互応援に関する協定

(1) 川越都市圏まちづくり協議会構成市町

協定市町	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町
------	---------------------------

【資料編 2-2 「災害時における相互応援に関する協定」 参照】

(2) 栃木県芳賀郡芳賀町

【資料編 2-3 「災害時における相互応援に関する協定」 参照】

(3) 埼玉県内市町村

【資料編 2-4 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定」 参照】

3 災害時における避難場所相互利用に関する協定

協定市	上尾市、桶川市、北本市
-----	-------------

【資料編 2-6～2-8 「災害時における避難場所相互応援に関する協定」 参照】

第3 防災関係機関等との相互協力

町長は、町災害対策本部が設置された場合、必要に応じて、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関などの防災関係機関及び協定団体に対し速やかに支援を要請する。

防災関係機関への支援要請については、総括班が支援要請内容を明らかにした上で、所定の手続きを実施し、各班において受け入れる。

第4節 ボランティアとの連携

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

第1 ボランティアの応援受入

災害発生直後、直ちにボランティア活動が円滑かつ効率的に実施されるように、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入及び情報等の連絡・報告を迅速かつ的確に実施する。

1 災害ボランティアセンターの設置

町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを開設し、受付を行う。

窓口では、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

また、専門のボランティアについては、原則として各所管、関係団体等を通じ、受付、派遣を行うこととし、必要に応じ埼玉県社会福祉協議会の災害ボランティア支援センターと連携を図る。

2 災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、コミュニティセンター内に設置することとし、被災状況により使用できない場合は、町災害対策本部近傍の公共施設等に設置する。

3 災害ボランティアセンターの役割

町社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

- ▶ ボランティアの受付・募集
- ▶ 町、社会福祉協議会、他民間ボランティア団体等との連絡調整
- ▶ 被災地、避難所におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- ▶ ボランティアの派遣・調整
- ▶ ボランティア活動に必要な資機材の確保、提供

4 ボランティアの活動

災害時のボランティアは、その活動内容から一般ボランティアと専門ボランティアに区分され、受付時にそれぞれ分けて登録を行う。

(1) 一般ボランティア

専門的な知識、経験や特定の資格を有しないボランティアとして、主に次の活動を行う。

- ▶ 救援物資等の整理・配送
- ▶ 避難者の生活援助
- ▶ 避難所等の管理・運営補助
- ▶ 要配慮者への支援活動
- ▶ その他災害時に必要となる活動

(2) 専門ボランティア

一定の経験や資格を必要とする次のような活動を行う。

- ▶ 医療・看護業務
- ▶ アマチュア無線等の通信業務
- ▶ 建築物応急危険度判定
- ▶ 被災宅地危険度判定
- ▶ 重機操作
- ▶ カウンセリング業務
- ▶ その他

5 ボランティア活動への支援

(1) 情報提供

各部班は、ボランティアからの情報の提供を求められた場合は、積極的に協力する。

(2) 活動環境の整備

町及び県は、ボランティアの埼玉県災害ボランティアネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことのできる体制を整備する。

また、災害時に町及び県は、「彩の国会議」等と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制を構築する。

(3) 活動拠点の支援

町は、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの活動拠点の確保に努める。

(4) 情報共有

町及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティアに関する情報の共有化を促進する。

(5) ボランティア保険の加入

災害時の支援活動を行うボランティアの事故等を補償するため、ボランティア保険に加入する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して人命又は財産の保護を図るため、必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

第1 自衛隊への災害派遣要請

1 自衛隊災害派遣要請の判断

町長は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、人命又は財産の保全のための災害応急対策又は災害復旧等を実施することが困難であると判断した場合、法律等に基づき、速やかに知事に自衛隊の派遣を要請する。

■災害派遣の要件

緊急性の原則	差し迫った必要性があること
公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと

2 災害派遣要請の範囲

原則として自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容は、以下に示すとおりである。

■自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の搜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報支援	航空機、車両等を用いて、町民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。

3 災害派遣要請要領

- (1) 自衛隊の災害派遣に関する手続きは、総括班が担当する。
- (2) 町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書を提出する。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電話等により埼玉県に要請し、事後速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、知事に要請できない場合は、直接最寄りの部隊に要請し、事後に所定の手続きを速やかに行う。

■記載事項

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を必要とする期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考となるべき事項 (宿泊、給食の可能、道路橋梁の損壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車場適地、ヘリポート適地の有無、物資輸送設備等)
(注) 特別救護要請の場合は、次のとおりとする。
(1) 要請者
(2) 要請内容
① 事由(目的)
② 派遣希望時期又は期間
③ 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容(輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示)
④ 患者の付添、医者の有無、その他参考となる事項

(3) 提出(連絡)先

			固定電話	防災無線(地上系)	防災無線(衛星系)
勤務時間内	危機管理防災部 危機管理課	電話	048-830-8131	6-8131	200-6-8131
		FAX	048-830-8129	6-8129	200-6-8129
勤務時間外	危機管理防災部 当直	電話	048-830-8111	6-8111	200-6-8111
		FAX	048-830-8119	6-8119	200-6-8119

(4) 提出部数 3部

【資料編 4-2 「自衛隊災害派遣要請書」参照】

4 緊急の場合の連絡先

部隊名(駐屯地名)	連絡責任者		電話番号	所在地
	時間内	時間外		
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま市大宮)	第3科長	部隊当直指令	048-663-4241~5 時間内 内線439 時間外 内線402	さいたま市北区 日進町1丁目

5 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

- (1) 大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- (2) 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊の派遣
- (3) 救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊の派遣
- (4) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合の部

隊の派遣

これらの場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び町災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

第2 災害派遣に対する処置

1 緊密な連絡協力

町長、知事、警察、消防組合等は、派遣部隊の移動、現地侵入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 受入体制

町長は、自衛隊の派遣が決定されたときは、速やかに次の施設等を準備する。

▶ 本部事務室	▶ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
▶ 宿舍	▶ ヘリポート（2方向に障害物がない広場）
▶ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）	

■災害派遣部隊の活動拠点予定地

場所	住所	連絡先	備考
役場庁舎南側駐車場	下八ツ林 870 番地 1	299-1752	
平成の森公園多目的広場	下八ツ林 920 番地	299-1763	
総合運動場	下八ツ林 930 番地	299-1711	

4 作業計画及び資機材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある作業計画を次の基準により樹立する。また、作業実施に必要とする十分な資機材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

▶ 作業箇所及び作業内容	▶ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
▶ 作業の優先順位	▶ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

5 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

6 災害派遣部隊の撤収

町長は、自衛隊派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、派遣部隊の長と協議のうえ、知事に対し撤収要請を行う。

【資料編 4-3 「自衛隊災害派遣撤収要請書」参照】

7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

▶ 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費
▶ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
▶ 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱費、水道料、電話料等
▶ 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
▶ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第6節 災害救助法の適用

町内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

1 救助の実施機関

災害救助法による救助の実施は、知事が行うこととされており、町長がこれを補助する。

2 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における罹災者の保護と社会秩序の保全のための応急的救助であるから、救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

■災害救助法に定める救助の種類

- 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の搜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

3 救助の実施者

知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる（災害救助法第30条）

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日以内	町
炊出し及び食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内に完了	町
医療及び助産	14日（但し、助産分娩した日から7日）いない	県及び日赤県支部（ただし、委任されたときは町）
学用品の給与	教科書1ヶ月以内に完了 文房具15日以内に完了	町
災害にかかった者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内に完了	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定：町 設置：県（ただし、委任されたときは町）
住宅応急修理	1ヶ月以内に完了	町
遺体の搜索	10日以内に完了	町
遺体の処理	10日以内に完了	町
障害物の除去	10日以内に完了	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

4 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、町長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

第2 災害救助法の適用及び実施

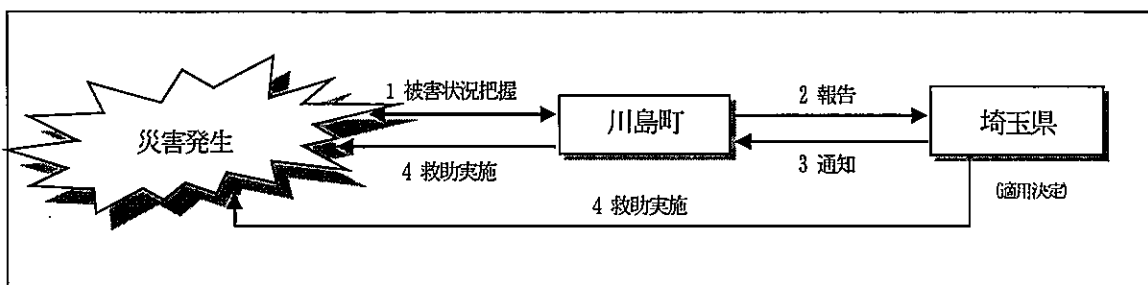
災害救助法による救助は、本町区域を単位に、原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

1 適用・実施の流れ

(1) 原則

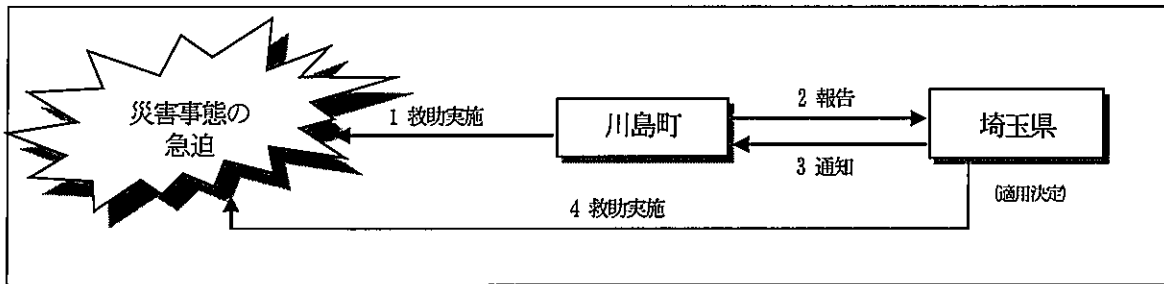
町長は、被害状況の調査、把握に努め、災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

知事は、町長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用すると認めたときは、直ちに厚生労働省に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示することとなっている。



(2) 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



2 川島町の災害救助法適用基準

災害救助法による救助は、町の区域に係る被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ現に応急的な救助を必要とするときに適用される。

■川島町の災害救助法適用基準

①	町内の住家滅失世帯数	50 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	町内の住家滅失世帯数	25 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	町内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	

3 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、被害の認定上の基準の概要は、次のとおりである。

■判定基準

区分	内容
①住家の滅失	(ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの。
	(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したものの。
②住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	(イ) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂のたい積	(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(イ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

項目	内容
世帯	<p>生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。</p> <p>(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。</p> <p>(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。</p> <p>(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。</p>
住家	<p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。</p> <p>次の点に留意する。</p> <p>(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。</p> <p>(イ) 病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。</p> <p>(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。</p>

4 県への報告

町長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

5 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、町に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

【資料編 3-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照】

【資料編 4-4 「救助の特例等申請様式」参照】

第3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて同法に準じて町長の責任において救助を実施する。

第7節 気象情報等収集計画

河川管理者、気象台等が発表する情報を確実に把握・分析し、避難情報を遅れることなく発令する体制を整備する。

第1 警報・注意報等の種類及び発表基準等

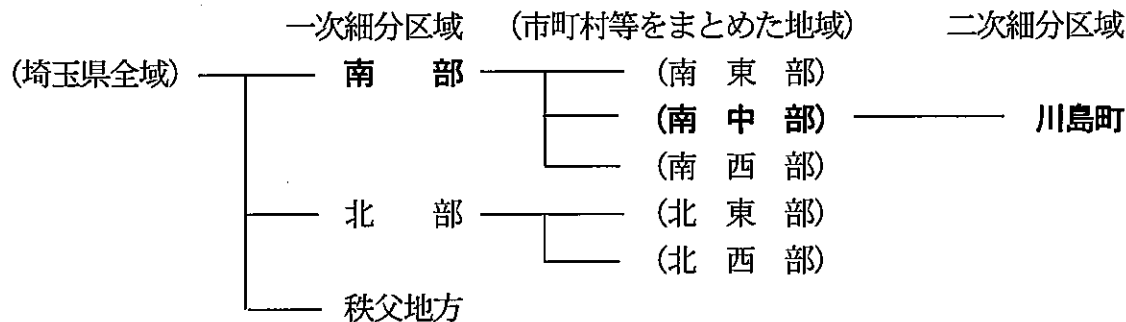
熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法に基づき、警報・注意報等を発表し関係機関に通知する。熊谷地方気象台が発表する警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

1 気象業務法に基づく警報・注意報等

(1) 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して警報又は注意報を発表する。指定する地域は、一次区分として埼玉県内を3つの地域に、二次区分として各市町村に細分して行われる。

町は、南部（一次細分区域）に該当するが、テレビやラジオなどでの放送の際、それぞれの放送メディアの特性によって、画面の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内でより分かりやすく伝えるため、複数の市町村をまとめた地域（市町村等をまとめた地域）の名称を用いて放送される場合がある。この場合、川島町は南中部に該当する。



(2) 種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

■特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達

		した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

■水防活動用

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき発表される。

■特別警報・警報・注意報発表基準一覧

[令和2年8月6日現在]

種 類	概 要	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨	浸水害 表面雨量指数基準：18
	洪水	流域雨量指数基準：安藤川流域=5.3 新江川流域=6.1 複合基準：安藤川流域=(7, 4.4) 荒川流域=(6, 66.4) 指定河川洪水予報に基準 入間川流域(小ヶ谷、菅間、入西、野本) 荒川流域(熊谷)
	暴風(平均風速)	20m/s
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ 10cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準：9 土壌雨量指数基準：117
	洪水	流域雨量指数基準：安藤川流域=4.2 新江川流域=4.8 複合基準：安藤川流域=(5, 4) 新江川流域=(5, 4.8) 荒川流域=(6, 46.7) 指定河川洪水予報に基準 入間川流域(菅間、入西、野本) 荒川流域(熊谷)

強風	11m/s
風雪	11m/s 雪を伴う
大雪	12時間降雪 5cm
雷	落雷等で被害が予想される場合
濃霧	視程 100m
乾燥	最小湿度 25%、実効湿度 55%
低温	夏期：低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温 -6℃以下
霜	早霜、晩霜等に最低気温 4℃以下
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

(注)① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

② 警報及び注意報は、その種類にかかわらず、新たな警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

③ 警報・注意報文の構成

・ 標題：発表する警報・注意報の種類、及び発表地域名を示す。

・ 発表年月日時分、発表気象官署名

・ 警戒・注意文：いつ・どこで・何がで組み立てた気象現象の予測、及び防災上の警戒・注意事項を、二重括弧で囲み 100 文字以内で示す。

・ 本文：二次細分区毎に警報や注意報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や浸水害への警戒事項を記述する。

また、二次細分区毎に警戒・注意すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

■雨に関する川島町の50年に一度の値

[令和2年5月26日現在]

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SW1
埼玉県	埼玉県	南部	南中部	川島町	375	133	219

注1) 略語の意味は右のとおり。

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SW1：土壌雨量指数(Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである

注3) R48、R03、SW1いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注4) 大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

■警報の危険度分布等の種類と概要

種 類	概 要
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるか

	<p>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(3) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県など)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。全般気象情報と関東甲信地方気象情報は気象庁が、埼玉県気象情報は熊谷地方気象台が発表する。

(5) 記録的短時間大雨情報

埼玉県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。なお、埼玉県の発表基準は、1時間100mm以上を観測又は解析したときである。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位(埼玉県南部など)で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位(埼玉県南部など)で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(7) 荒川及び入間川流域洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や町民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報

である。荒川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が共同で発表する。入間川流域については、荒川上流河川事務所と熊谷地方気象台が共同で次表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

■指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の町民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスクを再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	

(8) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて川島町や川越地区消防組合に伝達される。

(9) 災害時気象支援資料

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(10) 熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

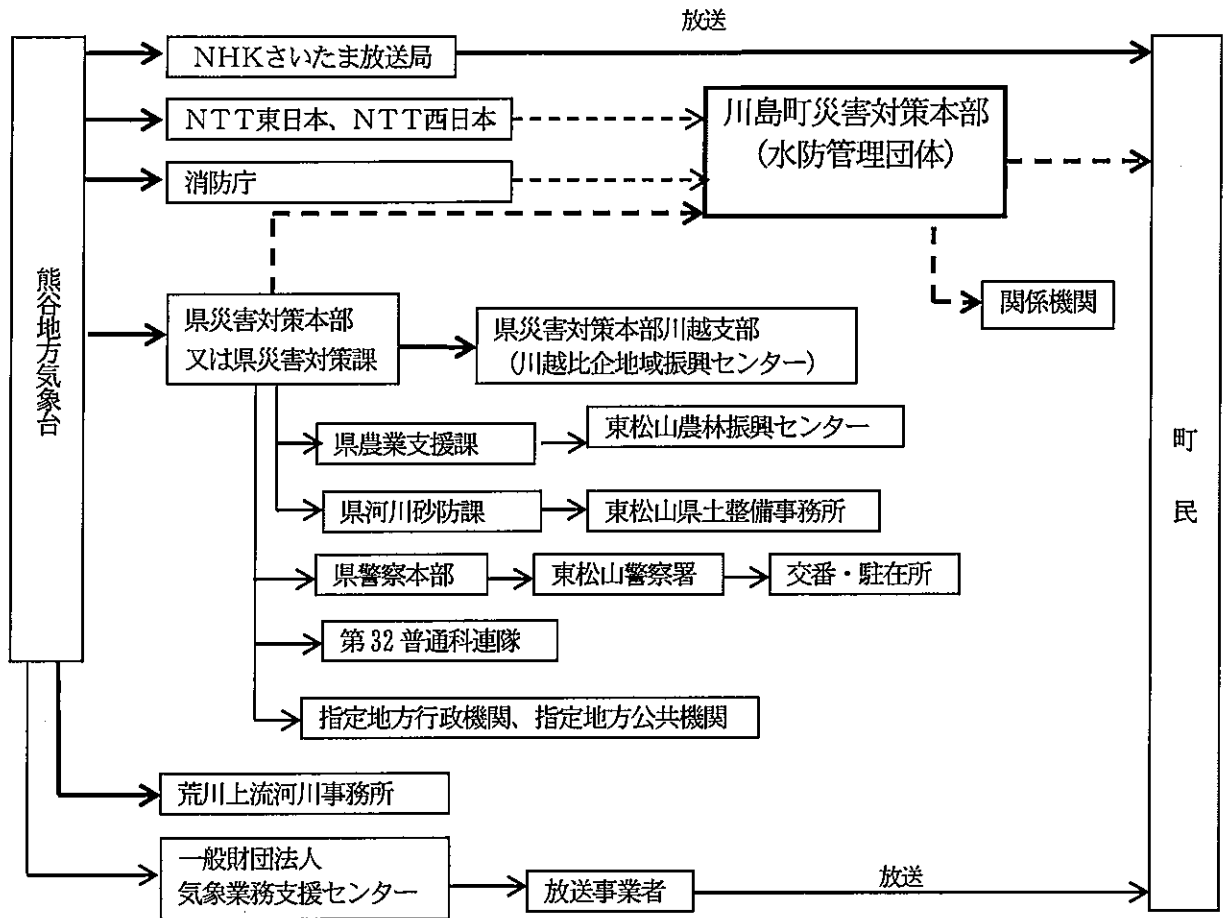
■熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

- ▶ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ▶ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ・ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ・ 特別警報を警報に切り替えた場合

注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

2 気象情報の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図は以下のとおりである。



—————	気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
-----	気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
- - - - -	うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられる伝達経路
—————	地域防災計画、行政協定等による伝達経路

第2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や町民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。荒川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が共同で発表し、入間川流域については、荒川上流河川事務所と熊谷地方気象台が共同で発表する。警戒レベル2～5に相当する。

(1) 洪水予報の種類

レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	町・町民に求める行動等
レベル 5	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)	<ul style="list-style-type: none"> 命を守る行動 逃げ遅れた町民の救助等
レベル 4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 河川の水があふれるおそれのある水位 避難判断の参考となる水位	<ul style="list-style-type: none"> 町民の避難完了 (広域避難)
レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> 町は避難勧告等の発令を判断 町民の避難誘導
レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 水防団が出勤して水防活動を行う目安 となる水位	<ul style="list-style-type: none"> 町は避難準備情報(要配慮者避難 情報)発令を判断 水防団の出勤
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位 水防団が水防活動の準備を始める目安 となる水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防団待機 町民は洪水に関する情報に注意

※ 台風、大雨等の状況により町・町民に求める行動等は変更することがある。

(2) 洪水予報の基準となる河川水位等

① 荒川洪水予報の基準水位

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
荒川	左岸	深谷市荒川字下川原 5-2 地先 から海まで	熊谷 (熊谷市)	3.50	5.00	5.50
	右岸	寄居町大字赤浜字後古沢 218- 18 地先から海まで	治水橋 (さいたま市)	7.50	12.20	12.70

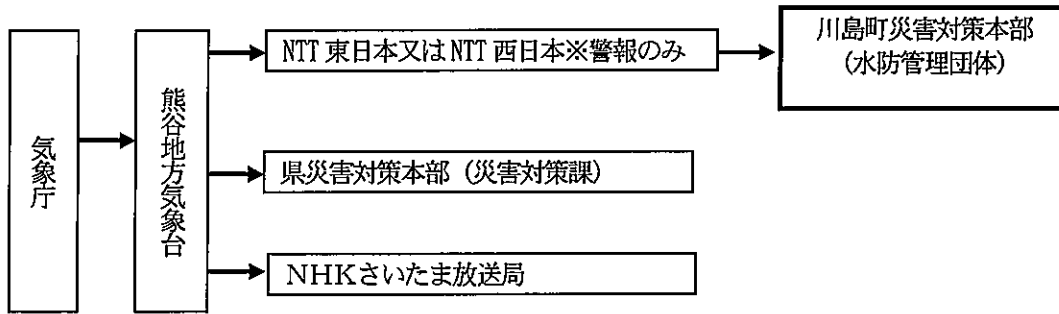
② 入間川流域洪水予報の基準水位

単位：m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
入間川	左岸	川越市大字的場字飛桶下 1563-1 地先から荒川合流点まで	菅間 (川越市)	8.00	11.50	12.00
	右岸	川越市大字池辺字権現脇臺 1057-2 地先から荒川合流点まで	小ヶ谷 (川越市)	2.50	3.10	3.50
越辺川	左岸	鳩山町大字赤沼字天神下 57-2 地 先から入間川合流点まで	入西 (坂戸市)	3.00	3.00	3.20
	右岸	毛呂山町大字苦林字清水 346 地 先から入間川合流点まで				
都幾川	左岸	東松山市大字石橋字川原山 2-1 地先から越辺川合流点まで	野本 (東松山市)	3.50	3.70	4.10
	右岸	東松山市大字下唐子字榎町 83-3 地先から越辺川合流点まで				
高麗川	左岸	坂戸市大字森戸字市前 1163 地先 から越辺川合流点まで	坂戸 (坂戸市)	1.50	2.80	3.40
	右岸	坂戸市大字森戸字赤城 847 地先 から越辺川合流点まで				
小畔川	左岸	川越市大字吉田字下河原添 608- 2 地先から越辺川合流点まで	八幡橋 (川越市)	3.50	3.60	4.20
	右岸	川越市大字吉田字下河原添 608- 2 地先から越辺川合流点まで				

(3) 洪水予報の伝達経路及び手段

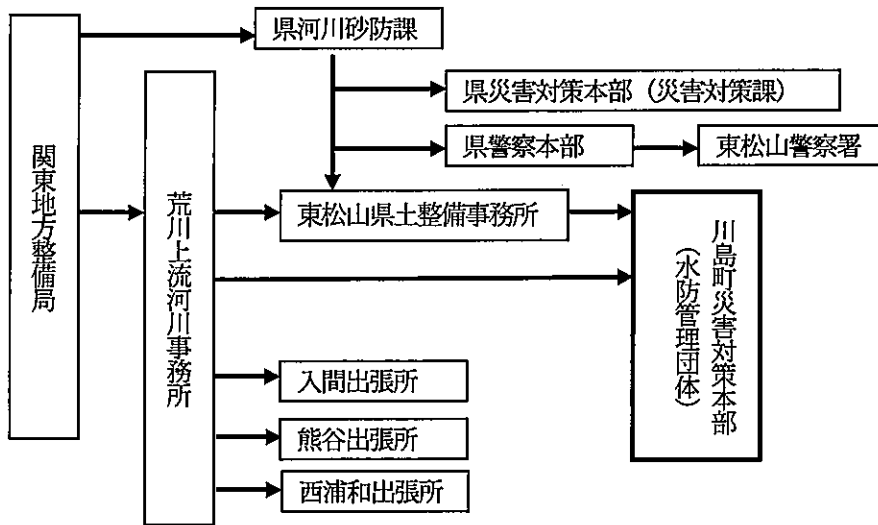
① 気象庁からの伝達



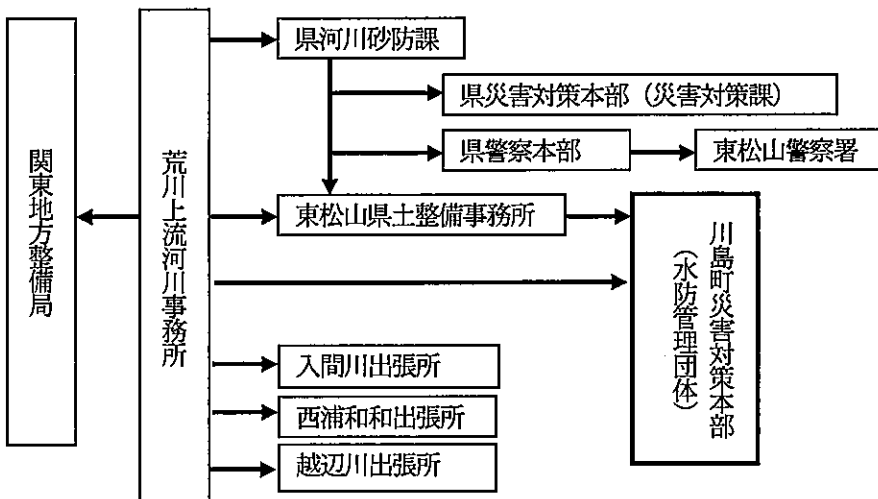
②国土交通省からの伝達

荒川 (町域関係分)

→ 連絡: メール



入間川流域 (町域関係分)



2 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、町民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市町村長が行う避難勧告及び避難指示等の目安となるものである。

本町では市野川が水位周知河川に指定されており、水防法第13条第2項により、知事から通知される。

(1) 種類及び発表基準

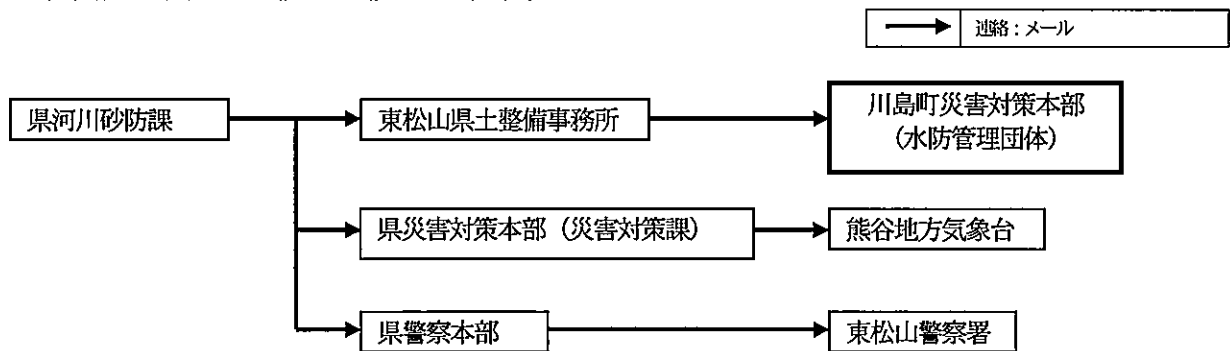
種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき

(2) 水位周知の基準となる水位等

単位:m

河川名	区域		水位観測所名 (所在地)	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
市野川	左岸	東松山市大字松山(滑川合流点)から川島町大字東部(荒川合流点)まで	慈雲寺橋 (吉見町)	A. P. 16. 50	A. P. 16. 92	A. P. 17. 90
	右岸	東松山市大字松山(滑川合流点)から川島町大字東大塚(荒川合流点)まで				

(3) 水位周知の伝達経路及び手段(町域関係分)



3 水防法に基づく水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。

水防警報が通知されたときは、職員・関係者に伝達するとともに、水防団に待機又は出動等の措置を指示する。

(1) 水防警報の種類

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが水防活動をやめることはできない旨警告するもの	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量の他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨警告するもの	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

※地震よる堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報が発表される。

(2) 水位の種類

危険度レベル	水位の名称	内 容	左記に伴う水防活動
レベル5	(氾濫発生)	・逃げ遅れた町民の救助等 ・町民の避難誘導	-
レベル4	氾濫危険水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定される「氾濫のおそれが生じる水位」であり、洪水予警報の発表において用いられる。 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、または出動体制を強化する水位 (避難勧告等の発令基準の目安)	出動、指示等
レベル3	避難判断水位	(避難準備情報の発表判断の目安)	-
レベル2	氾濫注意水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に定められている水位 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、または出動の準備に入る水位	準備、出動等
レベル1	水防団待機水位	水防法の「水防警報河川」の主要な水位観測所に定められている水位 同法で定める水防管理団体が、水防活動に入る準備(待機)を行うための水位	待機、準備等

(3) 国土交通大臣の行う水防警報

① 河川名及びその区域

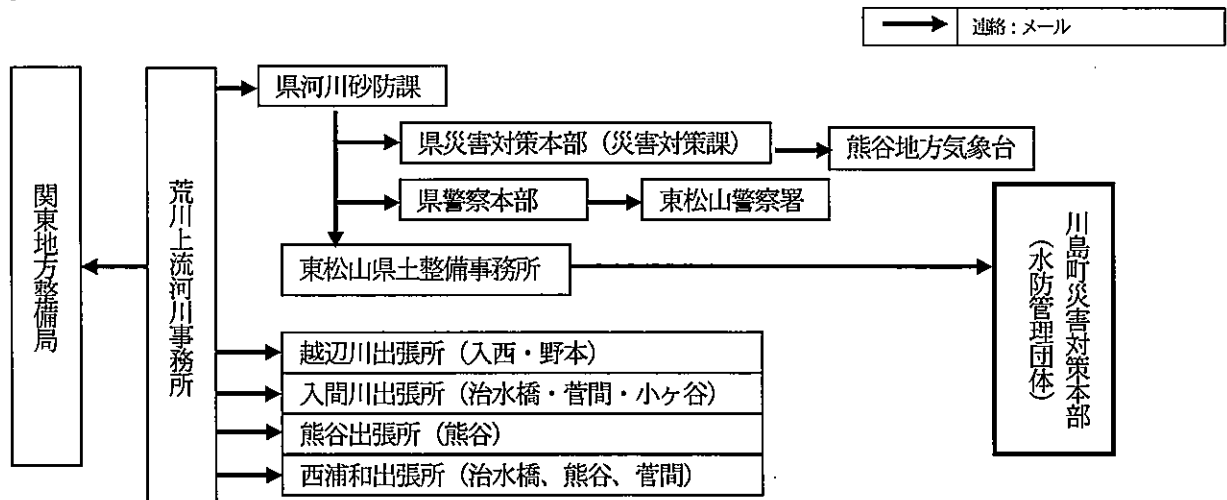
河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
		左岸	右岸	
荒川	熊谷	深谷市荒川字下川原 5-2 地先から上尾市大字平方横町 434-1 地先まで	寄居町大字赤浜字後古沢 218-18 地先から川越市大字中老袋字田島 289-1 地先まで	荒川上流 河川事務所
	治水橋	上尾市大字平方横町 433-5 地先から戸田市大字早瀬 1-4335 まで	川越市大字中老袋字田島 301-1 地先から東京都板橋区三園町 2 まで	
入間川	小ヶ谷	川越市大字的場字飛樋下 1563-1 地先から川島町大字角泉字亀尾 388-1 地先まで	川越市大字池辺字権現脇臺 1057-2 地先から川越市大字府川字高畑 1112-8 地先まで	
	菅間	川島町大字角泉字亀尾 388-1 地先から幹川合流点まで	川越市大字府川字高畑 1112-10 地先から幹川合流点まで	
越辺川	入西	鳩山町大字赤沼字天神下 57-2 地先から入間川合流点まで	毛呂山町大字苦林字清水 346 から入間川合流点まで	
都幾川	野本	東松山市大字石橋字川原山 2-1 地先から越辺川合流点まで	東松山市大字下唐子字榎町 83-3 地先から越辺川合流点まで	

② 水防警報の対象となる基準水位観測所

単位：m

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	12.20	12.70
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	3.10	3.50
	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.50	12.00
越辺川	入西	坂戸市大字沢木	2.00	3.00	3.00	3.20
都幾川	野本	東松山市大字下押垂	2.00	3.50	3.70	4.10

③ 水防警報の伝達経路及び手段（町域関係分）



(4) 知事の行う水防警報

① 河川名及びその区域

河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行う者
		左岸	右岸	
市野川	慈雲寺橋	東松山市大字松山（滑川合流点）から川島町大字東部（荒川合流点）まで	東松山市大字松山（滑川合流点）から川島町大字東大塚（荒川合流点）まで	県土整備部 河川砂防課

② 水防警報の発令基準

単位：m

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
市野川	慈雲寺橋	吉見町江綱	A. P. 15. 30	A. P. 16. 50	A. P. 16. 92	A. P. 17. 90

① 水防警報の伝達経路及び手段（町域関係分）



第3 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が知事に通報するもので、通報基準は次のとおり。

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第4 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第3項）。

2 町長の通報

前項の通報を受けた町長は、気象庁（熊谷地方気象台）、県災害対策課、東松山警察署、東松山県土整備事務所その他の関係機関に通報しなければならない。

3 前項通報のなかで気象庁(熊谷地方気象台)に行う事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、強いひょう等

(2) 地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第8節 災害情報通信計画

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び町並びに防災関係機関が緊密に連絡して、迅速かつ的確に収集し伝達・報告する。

第1 基本事項

1 情報総括責任者

情報総括責任者は、総務部長（総務課長）とし、災害情報の収集及び報告を総括する。代理者は総務部副部長（政策推進課長）とする。

2 情報収集体制の確保

総務部長は、情報統括責任者として、被害報告の迅速正確を期するため、各班に対し、以下の点について、決定し、速やかに報告するよう指示する。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の確認又は配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打ち合わせ
- (4) 情報収集機器の確認又は調整、補充
- (5) 情報機器要員の確認又は調整、配置等

3 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段経路等
特別警報、警報、注意報、気象情報等	予警報の内容 予想される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・気象庁ホームページ ・ホットライン ・加入電話、テレビ、ラジオ ・緊急速報メール（特別警報）
雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図、危険度分布 ・県水防情報システム ・町雨量観測所 ・雨量観測実施機関（土地改良区）	・防災情報システム ・移動無線 ・消防無線 ・加入電話
	・河川水位 ・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県水防情報システム ・消防組合、水防団等の警戒員 ・自主防災組織	
危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水決壊）の予想される時期 ・箇所	異常の覚知後即時	・町、消防組合、水防団等の警戒員 ・自主防災組織、 ・町民	・移動無線 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
町民の動向	・警戒段階の避難状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難場所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防 ・警察 ・自主防災組織	・移動無線 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

(2) 発災段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段経路等
発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況(溢水、決壊箇所、時期等) 浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 内陸滞水による浸水状況 発災による物的・人的被害に関する情報(特に死傷者等の人的被害及び発災の予想される事態に関する情報) 	発災状況の覚知後即時	町、消防組合、水防団等の警戒員 警察 各公共施設の管理者等 自主防災組織、町民	防災情報システム 移動無線 消防無線 加入電話 専用回線電話 警察無線 アマチュア無線
	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被害状況、応急対策の障害となる道路、橋りょう、電気、水道、ガス、電話等の被害状況 	被災後、被害状況が把握された後	各ライフライン関係機関	加入電話 専用回線電話 災害応急復旧用無線電話
町民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等) 	避難所の収容の後	避難場所管理者、勤務要員 消防、警察 自主防災組織	移動無線 消防無線 加入電話 アマチュア無線

(3) 復旧段階

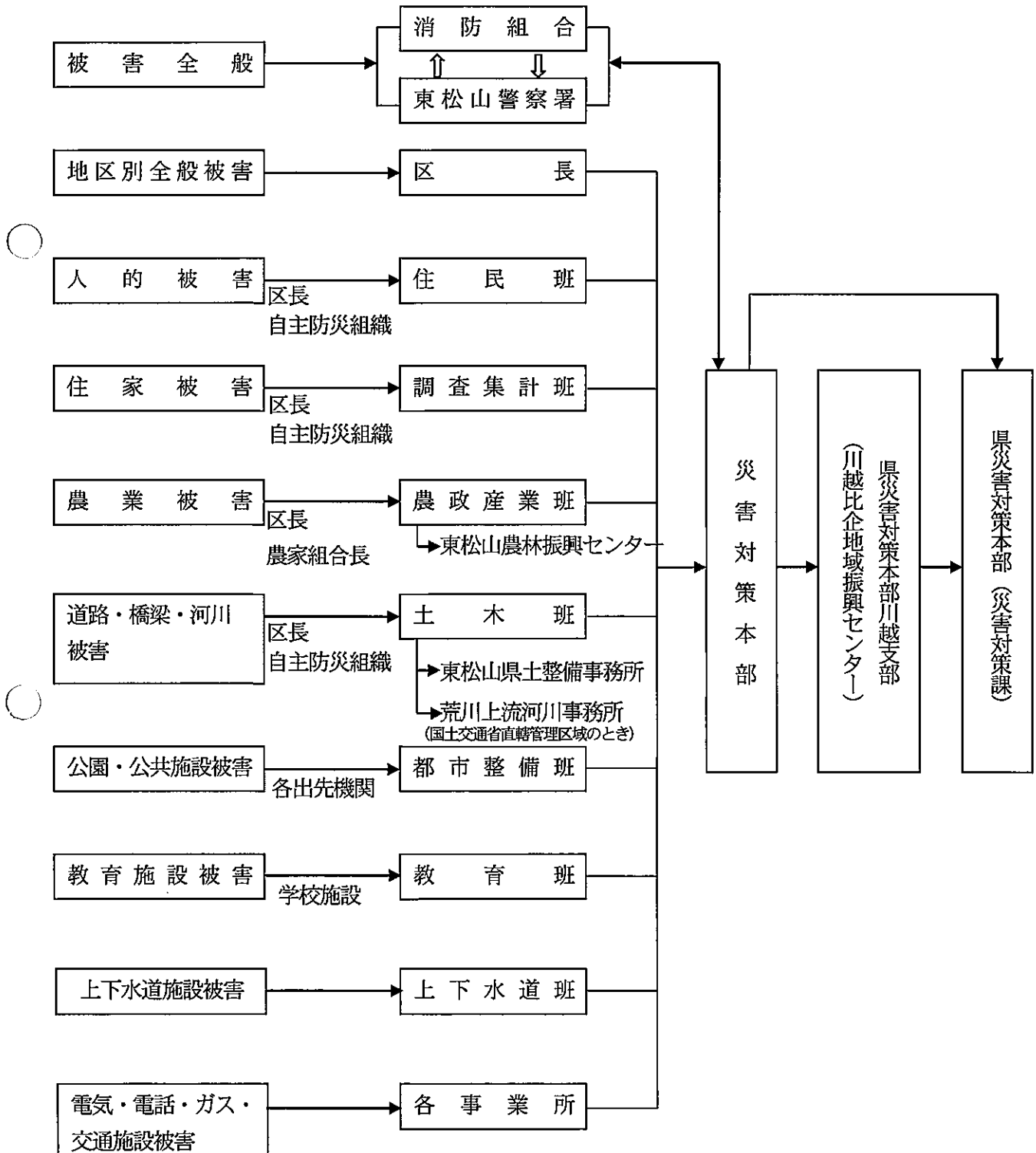
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段経路等
全体的な被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとの物的、人的被害の確定値 	豪雨が一応終息した段階	町職員	加入電話 移動無線
町民の避難に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所周辺の状況(再避難等の対策の必要性)、避難町民に必要な措置事項 今回の災害により開設された避難所名、収容人数(世帯数)、避難した町民の地区名、開設・収容、閉鎖の日時 食料、物資等の調達支給状況 	避難場所への収容後事態が収まった段階	町職員	
ライフライン復旧の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 道路、橋りょうの破損、復旧状況 電気、水道、ガス施設の破損、復旧状況 その他 	豪雨の終息とともに即時着手	各道路管理者 各ライフライン関係機関	
その他の状況	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧工事等の実施、進捗状況 消毒、大型ごみの回収の必要性 その他 	豪雨の終息とともに即時着手	町職員 各防災関係機関	

第2 被害情報の収集・伝達

1 町の責務

町は、町内で災害が発生したときは、この地域防災計画及び埼玉県地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、埼玉県の防災情報システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関し、すでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

2 被害情報の収集報告系統



3 被害状況調査及び報告

(1) 被害状況調査

■情報の収集

- 各部が必要により調査班を編成して実施し、適切な処置をとる。
- 災害情報の収集にあたっては、警察及び消防と緊密に連絡する。
- 被害の程度の調査にあたっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(2) 被害程度の判定

【資料編 3-7 「被害報告判定基準」 参照】

(3) 情報の報告

町は、次の災害について県に対し被害状況等の報告を行う。なお、県に報告が出来ない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は、発生速報、経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。

■報告すべき災害

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- 災害が2都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

① 発生速報

埼玉県の防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。

② 経過速報

埼玉県の防災情報システムにより、特に指示がある場合のほか、2時間ごとに必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

③ 確定報告

被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(4) 報告先

被害速報、経過速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

■埼玉県への連絡先（防災情報システムが使用できない場合）

被害速報		確定報告
勤務時間内	県災害対策課 電話 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線 電話 6-8181、FAX 6-8159	県災害対策課 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 電話 6-8181 FAX 6-8159
勤務時間外	県危機管理防災部当直 電話 048-830-8111、FAX 048-830-8119 防災行政無線 電話 6-8111、FAX 6-8119	

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	FAX
応急対策室 〔平日(9:30~18:15)〕	一般加入電話	03(5253)7527	03(5253)7537
	消防防災無線	TN-90-49013	TN-90-49033
	地域衛星通信	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03(5253)7777	03(5253)7553
	消防防災無線	TN-90-49102	TN-90-49036
	地域衛星通信	TN-048-500-90-49102	TN-048-500-90-49036

【資料編4-6「被害情報の報告様式」参照】

第3 通信手段

1 災害通信の運用方針

災害時の通信は有線通信を原則とするが、優先通信の途絶も考慮し、無線通信などの各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を生かして、有効的かつ総合的に実施する。

2 災害対策本部と各部・班との通信手段

通信手段については、移動無線を使用する。

また、避難場所との通信手段は、移動無線もしくは有線を使用する。

3 埼玉県との通信手段

町と県との通信手段は、県防災行政無線、衛星通信ネットワークシステムを使用し、県災害対策本部及び埼玉県の地域機関と情報連絡を実施する。

4 防災関係機関との通信手段

町と防災関係機関との通信手段は、有線、県防災行政無線等を使用して迅速かつ円滑に、また混乱のないように通信連絡を実施する。

5 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施し、通信を確保する。

6 町民への広報手段

町民への広報は、迅速・確実を期して、以下の方法のうち適当な手段を選択して実施する。

重要な情報については、複数の伝達手段・システムを使用して伝達の確実を期する。）

■町民への広報手段

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ▶ 防災無線固定系（同報無線・戸別受信機） | ▶ かわべえメール（登録制） |
| ▶ サイレン | ▶ LINE（登録制） |
| ▶ 広報車（消防車両を含む） | ▶ データ放送 |
| ▶ 有線電話（区長、防災関係組織） | ▶ 報道機関 |
| ▶ 伝令 | ▶ 航空機 |
| ▶ 町ホームページ | ▶ その他使用可能な広報媒体 |
| ▶ ツイッター | |

第4 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

町は、避難町民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

(1) 避難所等において避難町民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 死亡した町民の収集する情報

上記の①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 遺体の所在

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話、FAX番号及びメールアドレスについて、町民に周知する。
- ② 町民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口にて総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場合であって、町長が特に必要と認めるときは、電話、FAX及びメールでの照会も受け付ける。
- ③ 町は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

(2) 安否情報の回答

① 町は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。

ア 当該照会に係る者が避難町民に該当するか否か

イ 災害により死亡し又は負傷した町民に該当するか否か

② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。

ア 照会に係る者の氏名、出年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 災害により死亡した町民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、遺体の所在

③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。